毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大分県　編集　佐伯印刷㈱　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

平成二十九年
号外（三）
二月七日
（火曜日）

目　次

監　査　公　表

包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表……一

○監　査　公　表

監査委員公表第601号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事及び大分県教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年２月７日

大分県監査委員　首　藤　博　文
大分県監査委員　枩　井　貞　美
大分県監査委員　濱　田　　洋
大分県監査委員　尾　島　保　彦

○　措置状況の概要

1　平成27年度包括外部監査結果（平28．3．31公表）に対する措置状況
(1)　監査テーマ：「試験研究機関について」
(2)　概　要

項　目	監査の結果及び意見（件数）		措置の内容（件数）		
			対応済	対応困難 対応不可	検討中
1．試験研究機関全体に関すること	結　果	－			
	意　見	19	16		3
2．各試験研究機関に関すること	結　果	20	20		
	意　見	189	187	1	1
(1)衛生環境研究センター	結　果	5	5		
	意　見	34	34		
(2)産業科学技術センター	結　果	2	2		
	意　見	43	41	1	1
(3)農林水産研究指導センター全体	結　果	－			
	意　見	44	44		
(4)農林水産研究指導センター農業研究部	結　果	－			
	意　見	10	10		
(5)農林水産研究指導センター畜産研究部	結　果	4	4		
	意　見	13	13		
(6)農林水産研究指導センター林業研究部	結　果	6	6		
	意　見	16	16		
(7)農林水産研究指導センター水産研究部	結　果	3	3		
	意　見	29	29		
（件数合計）	結　果	20	20		
	意　見	208	203	1	4
	合計	228	223	1	4

2　平成26年度包括外部監査結果（平27．3．31公表）に対する措置状況
(1)　監査テーマ：「委託契約に係る財務事務の執行について」
(2)　概　要
平成27年度に監査委員宛てに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた10件について再度通知があった。
・「対応済」10件

3　平成24年度包括外部監査結果（平25．3．29公表）に対する措置状況
(1)　監査テーマ：「大分県における資産・負債に係る財務事務の執行及び管理等について」
(2)　概　要
平成27年度に監査委員宛てに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた１件について再度通知があった。
・「対応済」１件

4　平成23年度包括外部監査結果（平24．3．30公表）に対する措置状況
(1)　監査テーマ：「大分県における補助金等について」
(2)　概　要
平成27年度に監査委員宛てに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた１件について再度通知があった。
・「対応済」１件

平成28年３月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

（監査テーマ：試験研究機関について）

項　目	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
１．試験研究機関全体に関すること			
	【意見 全般－１】 **試験研究機関と地方創生について** 各試験研究機関相互の情報の共有、他県での好事例の収集や分析等、アイデアを出し合って、県の産業振興等に寄与する試験研究を推進することが期待される。	（生活環境部） 試験研究機関連携会議を活用し、危機管理に関する試験検査主体の試験研究機関として、産業科学技術センターや農林水産研究指導センターが取り組む地方創生に関係する試験検査、開発や調査研究等に対し、当センターが有する技術、知見、能力等を可能な限り提供することで、地方創生の実現に寄与、貢献していく。【対応済】 （商工労働部） 試験研究機関連携会議において、より一層の連携強化により情報の共有化を図るとともに、共同研究や、合同研究成果発表会を実施すること等により、県内の産業振興に寄与していく。【対応済】 （農林水産部） 試験研究機関連携会議を設置し、情報交換を行うとともに研究の連携等について協議しており、今後も情報の共有化を図るとともに共同研究や合同研究成果発表会等を実施することにより、県内農林水産業の振興に寄与していく。【対応済】	報告書 14ページ
	【意見 全般－２】 **試験研究機関のあり方と地方独立行政法人化の検討について** 大分県の試験研究機関の役割や機能のあり方、特に果たすべき使命や役割、実施すべき事業領域、業務の集中化・効率化、他機関との連携強化に向けた組織や業務執行のあるべき姿などを再検討することが有用と考えられる。	（生活環境部） 保健衛生と環境分野の科学的・技術的中核機関として、試験検査や調査研究等の情報提供により、県民の健康被害の極小化と安全・安心な生活環境の確保に努めている。また、平成18年度の衛生環境研究センターのあり方検討委員会報告書に基づく見直しにより、民間機関で可能な検査業務の廃止や外部委託等を行い、検査手法の検討など、検査の高度化・迅速化等に主眼をおいた調査研究を実施している。 今後は、近年の国際的な人とモノの交流増加による感染症や食中毒等のリスク増、ＰＭ2.５等大気への安全性への関心の高まり等に対応できるよう、検査技術の更なる向上や広域連携を進め、県民からの期待に応えられる危機管理体制を一層強化する。【対応済】 （商工労働部） 大分県長期総合計画、おおいた産業活力創造戦略、大分県産業科学技術センター第３期中期業務計画における、当センターの使命や役割を遂行するため、より一層の業務の集中化・効率化に取り組んでいく。 また、他機関との連携強化については、既に九州工業系公設試連携や産総研、国の支援機関等との「橋渡し」機能の連携強化を図っており、今後も継続していく。【対応済】 （農林水産部） 農林水産研究指導センターの組織や業務執行については、大分県長期総合計画、大分県農林水産業振興計画、大分県農林水産試験研究基本指針を踏まえつつ利用者ニーズや産業構造の変化の状況、組織運営における業務効率化等を考慮のうえ、柔軟かつ迅速に組織改正、業務の見直しを行ってきた。また、連携会議において、共同研究や機器相互利用についての検討も実施している。今後も、関係各課、機関と連携し、絶えず検証を行いながら必要な改善に努めていく。【対応済】	報告書 18ページ
	【意見 全般－３】 **試験研究機関のあり方と地方独立行政法人化の検討について** 大分県としての地方創生に向けた試験研究機関の戦略性や組織のあり方をプランニングし実行していくためのアプローチとして、地方独立行政法人化に関するプロジェクトチームなどを組成し、期限を区切って組織横断的に検討することが望まれる。	（生活環境部） 保健衛生・環境分野にかかる危機管理上必要な検査や法令に基づく試験検査等を実施しており、ただちに独立行政法人化になじむものではないが、組織・マネジメントのあり方等については常に検討していく。 組織横断的な課題については、大分県試験研究機関連携会議を通じて検討していく。【対応済】 （商工労働部） 現行においても独法化によるメリットとされる点がかなりの部分で実現されており、現時点では移行時や制度変更に伴う労力・コストを費やしてまで独法化を行う必要性は低いものと考える。 今後も即効性、効率性、実効性のある企業支援を目指し、独法化のメリットを実現する仕組みとデメリットを補完する仕組みを意識しつつ、リソースを最大限に活かした組織運営に努めるとともに、産技連や全国公設試事務連絡会議等関係機関から情報収集を行いながら、組織のあり方について引き続き検討していく。【対応済】 （農林水産部） 独法化のメリットとされている点について、県の組織でも実現が可能であり、これまでの改革等においても取り組んできていることから、労力・コストをかけて独法化を行う必要性は低いと考える。また、大分県試験研究機関連携会議において、情報交換や研究の連携についても協議を行っており、今後も、それぞれの組織の特殊性を考慮しながら、横断的な課題について連携して取り組んでいく。【対応済】	報告書 18ページ
	【意見 全般－４】 **試験研究機関のあり方と地方独立行政法人化の検討について** 地方独立行政法人化が困難と判断された場合であっても、同様の目的を達成するためのマネジメントのあ	（生活環境部） 独法化により、柔軟な組織改正や人事異動が困難となるとともに、職員の業務負担増加が見込まれる。また、行政検査が業務の大部分を占めることから独自予算の確保が困難と	報告書 18ページ

	り方や財源確保の方法などを継続的に検討することが望まれる。	なるなど、現行の執行体制に比べて必ずしも効率的・効果的であるとはいえず、独法化の必要性は低いと考える。 今後も、独法化のメリットを実現する仕組みを意識しつつ、社会的ニーズの変化に対応した試験検査・調査研究機関として、民間検査機関に委ねた方がより効率的な業務は積極的に委託を検討するなど、常に見直しを行い、効率化を図っていく。 【対応済】 （商工労働部） 現行においても独法化によるメリットとされる点がかなりの部分で実現されており、現時点では移行時や制度変更に伴う労力・コストを費消してまで独法化を行う必要性は低いものと考える。 今後も即効性、効率性、実効性のある企業支援を目指し、独法化のメリットを実現する仕組みとデメリットを補完する仕組みを意識しつつ、リソースを最大限に活かした組織運営に努めるとともに、産技連や全国公設試事務連絡会議等の関係機関から情報収集を行いながら、組織のあり方について引き続き検討していく。【対応済】 （農林水産部） 上記のとおり現時点では独法化を行う必要性は低いと考えるが、今後も独法化のメリットを実現する仕組みとデメリットを補完する仕組みを意識しつつ、他県状況等の情報を収集しながら引き続きマネジメントのあり方や財源確保の方法等について継続的に検討を行っていく。 【対応済】		
	【意見 全般－５】 **研究全般マネジメントプロセスについて** 研究を研究員のみならず組織的に有効に推進し、よりよい成果を実現するため、適時な報告や情報の共有化によって研究プロセスや進捗などに対するミドルマネジメント機能を発揮していくことで、組織としての全体最適を実現していく必要がある。	（生活環境部） 各総括による研究の進捗管理や研究目標実現のための定期的なレビューが実施できるよう、ミドルマネジメント機能の強化に取り組む。 具体的には、研究員がデータノートに記録した研究記録を各総括がタームごとにレビューし、問題点や課題等を確認・共有するとともに、助言・指導事項等を研究員のノートに記載のうえ、押印することとする。 【対応済】 （商工労働部） 研究を組織的、効果的に推進するために、これまで通り毎年度上半期終了時期に「研究進捗報告会」を産業科学技術センター全体の行事として開催し、センター内での適時の報告や情報共有機能の強化を図る。さらに今年度からは担当毎に年間取組方針を策定することとし、組織（担当）としての目標管理を明確にすることで担当総括を中心とした研究進捗管理を徹底し、ミドルマネジメントの強化を図る。 なお、ミドルマネジメントの強化	報告書 21ページ	

		に向けたマネジメント人材の育成については、センター独自の「研究員人材育成基本方針（人材育成プラン）」に基づき、研究員のキャリア等に応じてエキスパート人材の育成やマネジメント、コーディネート能力の習得に向けた研修を実施している。【対応済】 （農林水産部） 試験研究については、農林水産研究指導センター長と所属長により四半期毎の進行管理についての協議を実施しており、そのため所属長はチームごとのすべての研究課題について進行状況の把握を行っている。 チームリーダーは随時の進行管理のため、研究情報を収集・共有し、研究プロセスを把握するチーム内会議を行っている。 加えて、研究員が所属ごとに、その年の試験研究の効果的な実施方法等を検討する「試験設計検討会」や、その年の研究成果の評価等を行う「試験成績検討会」を、普及指導員の参加のもと１年ごとに開催しており、研究成果の迅速な普及等を見据えて研究課題に取り組んでいる。 また、 課題ごとの研究期間を原則３年間とするとともに、更新・継続する課題については、センター長が評価し、研究継続の可否について検討を行っている。 これらの取組によりミドルマネジメント機能を発揮し、組織としての全体最適化を図っていく。【対応済】		
	【意見 全般－６】 **研究全般マネジメントプロセスについて** 技術やノウハウを組織知として蓄積・醸成していくための方策を模索し実行することも重要であることから、それらを確実に組織の力として蓄積し、次の世代へ継承していくナレッジマネジメントの面でも、組織的にデザイン・プランニングのうえ実行し、ミドルマネジメントを通じて適切なコントロールのもとで有効に重要な組織目標を実現していく必要がある。	（生活環境部） 試験検査や調査研究に複数の職員が従事し情報等を共有することなどにより、高度な検査技術や知見を有する経験豊かな職員の技能等を、組織知として蓄積、継承が可能となるよう、マネジメントのあり方などを検討し実施する。【対応済】 （商工労働部） シニア職員等が持つ技術やノウハウを若手職員に確実に継承していくことは、非常に重要である。産業科学技術センターでは、研究実施や設備機器の取り扱いには、極力、シニアと若手職員による複数で担当するようにする（主担当・副担当制）ほか、人材育成プランに基づくOJT研修等を通じて、技術やノウハウを組織的に継承しやすい環境づくりに努めている。 今後は、シニア職員やOB職員等による講義を取り入れる等により、さらに効率的・効果的に組織知として構築できるよう努めたい。【対応済】 （農林水産部） 技術やノウハウを組織知として蓄積・醸成していくため課題毎にチーム研究を行うことで進捗管理の共有、知の集積や継承を図っているほか、資料の保存方法を統一すること	報告書 21ページ	

		で課題毎の研究経過や研究成果を引き継ぎしやすいよう改善を図った。 【対応済】	
	【意見 全般－７】 **研究業務管理とコストマネジメントについて** 予算要求対象の研究に直接要する経費のみならず、研究員等の人件費相当額や過去に意思決定された機器等の資産を利用することにより発生する減価償却費も含めた研究に要した総コストを測定・集計することが必要である。	（生活環境部） コストマネジメントの重要性は認識しており、これまでも組織体制を試験検査・分析業務に重点を置いたものに改編するとともに、調査研究についても高度化・迅速化等に主眼をおいて実施してきたところである。 今後とも、コスト意識を常にしっかりもち、限られた予算で最大限の効果を出せるよう、試験検査・分析業務を実施していく中での調査研究の高度化・迅速化等を進めていく。 平成29年度には、業務時間管理の試行を行い、コストマネジメントやエフォート管理の実効性、意義について検証する。【検討中】 （商工労働部） 研究に要した総コストの測定・集計、最適なエフォート配分等に基づく研究業務管理とコストマネジメントは重要な課題であると認識している。 しかし、研究開発全般において研究成果の経済的価値への換算は一般に困難であり、広く受け入れられるような研究の費用対効果の測定法は存在しないのが現状である。また、研究活動は先行きの見通しが難しいだけでなく、同時並走させている異なる研究業務が相互に関連しあっていることや、将来の研究テーマ立案に関する知見の蓄積になることも多い。このため、研究業務のコストマネジメントやエフォート管理は極めて難しいのが実状である。 産業科学技術センターではこれまでも、研究テーマ毎の予算配分にあたっては、担当者からの提案時の概算見積に対し、研究評価委員会における見積額の評価を踏まえ、企画連携担当が費用対効果を意識しつつ全体調整を行い決定するなど、コストを意識した運営に努めてきたところである。 今後は、研究の費用対効果測定に関して引き続き国や他県の動向を注視しつつ、エフォート管理の実効性や意義について検証するため平成29年度に試行し、さらに高いコスト意識を持った研究の遂行を図る。 【検討中】 （農林水産部） 研究に要した総コストの測定・集計、最適なエフォート配分等に基づく研究業務管理とコストマネジメントは重要な課題であると認識している。 活動記録については、研究者保護の観点からも必要であるので、活動記録の改ざんを避けるため、簡略な様式等を検討のうえ手書きで記録	報告書 23ページ
	【意見 全般－８】 **研究業務管理とコストマネジメントについて** 研究人件費については、限られた研究開発の人的資源をどの分野にどのように投入すれば最大の効果が得られるのかを見極め、最適なエフォート配分の実現を通じて、最適な経営資源の配分を行うことが重要であることから、実践されたエフォート、つまり合理的かつ効率的な手法による活動時間の記録と集計を通じて、その検証・評価を行い、その量的質的な分析や適切なマネジメント活動を通じて、３Ｅ（経済性、効率性、有効性）の視点をも具備した組織的な研究成果の実現に結び付けていくことが必要である。		報告書 23ページ
	【意見 全般－９】 **研究業務管理とコストマネジメントについて** 研究員の時間的な研究内容別・業務種類別などの活動記録の仕組みを導入するに当たっては、手書き等の一定の簡略的な様式により実施する方法なども考えられるが、書類を集約し集計する作業において人的労力を要し、また集計において誤謬が発生する可能性も考えられることから、「タイムレポート」等のコンピュータ情報システムを構築し、マスターテーブルや報告定義などをできるだけ負担が生じないように構築することで、コストマネジメントだけでなく、エフォートの適切な配分のための業務管理や組織的に有効な研究成果の実現に役立てていくことが望まれる。		報告書 23ページ

		し、この活動記録を基に課題毎の活動時間を集計して人件費相当額を算出する。 減価償却費についても統一的な基準に基づく地方公会計制度の導入にあわせて、研究課題ごとの配分を行う。 この結果によりエフォートの分析を行い、チームリーダー、所属長、センター長による業務マネジメントに活用することで、組織的な研究成果の実現に結びつけていく。 【検討中】	
	【意見 全般－10】 **産学官または広域連携による研究について** 大学や国立系公設試との連携、他県の地方公設試との連携、横断的な主管部門間の連携を含めた県内３センターとの有機的な連携、そして産業界や民間企業との連携を通じて、経営資源の最適化と付加価値の極大化を実現していくために、産学官連携に基づく研究や支援の実施に関するビジョン・基本方針や戦略性をできれば３センター共通のものとして明示し、継続的な取組みと見直しを行っていくことで、県の財源のみならず、多様な社会資本を活用した取組みを更に推進されたい。	（生活環境部） 試験研究機関連携会議の充実、強化により、相互の業務の理解や分析機器の相互利用等において３センターの連携を一層推進する。また、新たな健康被害をもたらす病原体や人や物の動きの国際化、また、自然災害発生時等の業務継続には、より広域化した情報共有や相互の連携、支援、応援体制等の構築が不可欠であることから、交流、相互研修受入れ等平時からの取組を充実、強化していく。【対応済】 （商工労働部） 県内企業や生産者等が取り組む諸課題の解決を図るため、産業科学技術センターではこれまでにも３センター連携による試験研究機関連携会議や、九州工業系公設試連携での共同研究に取り組んでいる。しかしながら、県内産業を取り巻く環境はグローバル化等により厳しさが増しており、県境を越えた広域連携（国研、大学、他県公設試、支援機関等）の推進が必要である。このような中、産業技術総合研究所をはじめ、NEDO等も地方との協力（橋渡し）を推進していることから、今後はこれらの連携を積極的に活用し県内産業のさらなる振興に寄与していきたい。 【対応済】 （農林水産部） これまで、試験研究機関連携会議を設置して、３センター連携による共同研究を実施するとともに九州大学との連携協定の締結や大分大学、別府大学との共同研究を実施しており、今後も、国（農林水産省）の産学官連携協議会や他の研究機関等の動きを注視しながら、産学官の一層の連携について検討していく。 【対応済】	報告書 28ページ
	【意見 全般－11】 **３センターの連携による全庁効率的な組織運営（センターの組織変更（統廃合））について** 他機関との連携、環境変化の対応などに基づく各センター主管の本庁部局のアクションプランの変更や、各センターのアクションプランに基づくミッション、戦略性や研究パラ	（生活環境部） 当センターの主要業務の特性等も踏まえ、試験研究機関連携会義において検討を行う。【対応済】 （商工労働部） 産業科学技術センターでは、「大分県長期総合計画」、「おおいた産業活力創造戦略」の指針等を基に、「第３期中期業務計画（H26-30）」を策	報告書 31ページ

	ダイム（認識の枠組み）の変化は経年想定されることから、その機動的な対応を行うための組織変更の必要性について、継続的に十分検討していくことを留意されたい。	定し業務を推進している。このような中、重点項目である電磁力事業においては、新たに電磁力担当（電磁力応用技術センター）を設置するなど機動的な対応に努めてきた。 今後も、試験研究機関連携会議においても検討するなど、部局横断的な組織再編に機動的に対応できるよう進めていきたい。【対応済】 （農林水産部） 農林水産研究指導センターの組織や業務執行については、大分県長期総合計画、大分県農林水産業振興計画、大分県農林水産試験研究基本指針を踏まえつつ利用者ニーズや産業構造の変化の状況、組織運営における業務効率化等を検討し、柔軟かつ迅速に組織改正、業務の見直しを行ってきた。 今後も試験研究機関連携会議において検討する【対応済】	
	【意見 全般－12】 **３センターの連携による全庁効率的な組織運営（３センターの連携の強化と管理業務の共通化）について** ３センター間での高額機器の利活用状況は改善傾向が見られるものの、より定期的に有効活用の周知ができているかどうかといった啓発を行い、センター間だけでなく民間貸出も含めて、できるだけ当該コストの効率性・有効性を高めるため、機器更新計画とも相俟って、相互利用できるものはより積極的な活用推進が図られることが望ましい。	（生活環境部） ３センター間での高額機器の相互利用について、試験研究機関連携会議での機器情報の提供、機器更新計画の協議、及びe－オフィスシステムの掲示板を活用したこれらの情報の周知を図り、より一層の相互利用促進を図っていく。【対応済】 （商工労働部） 産業科学技術センターは、企業への機器貸付等を行っているため、機器リスト及び新規導入した分析・評価試験機器等を分かりやすく解説した冊子を作成し、企業の利用促進を図っている。これらの情報が衛環研・農技センターの研究員に確実に届くように、試験研究機関連携会議での情報提供やe－オフィスシステムの掲示板（試験研究機関連携会議）を活用した周知を図り、より一層の相互利用促進を図っていく。 なお、機器の更新計画についても試験研究機関連携会議で協議を行い効率的な更新に努めていく。 【対応済】 （農林水産部） ３センター間での高額機器の相互利用について、試験研究機関連携会議での機器情報の提供、機器更新計画の協議、及びe－オフィスシステムの掲示板を活用したこれらの情報の周知を図り、より一層の相互利用促進を図っていく。 民間への貸出し機器については、業界団体等に積極的にPRして利用促進を図っていく。【対応済】	報告書 33ページ
	【意見 全般－13】 **３センターの連携による全庁効率的な組織運営（３センターの連携の強化と管理業務の共通化）について** ３センターで共通化できる業務について検討することは、業務の共有化によるシナジーが得られ、省力化	（生活環境部・商工労働部・農林水産部） 試験研究機関の効率的な運営に向け、試験研究機関連携会議で複数のセンターで共通化できる業務を検討し以下のとおり実施した。 ①調査研究の共同実施	報告書 33ページ

	や将来のコスト削減につながるものであるため、今後は連携会議の中で２～３センターで共通化できる業務や事項について洗い出し、規程策定とその運用の共通化や管理業務の共通化などによって、効率的な試験研究機関の組織運営の実現に向けた模索を継続的に実施することを期待する。	各センターが行う研究・調査にかかる情報共有、新たな共同研究に向けたテーマ探索 ②人材育成 ・機器取扱・導入研修、各種技術研修の情報共有、合同開催 ・合同研修会や施設見学会、研究内容ポスターセッションの同時開催 ・職場研修の合同開催 人権研修、職員倫理研修　等 ③施設運営の効率化 ・試験研究機器の導入・利用にかかる連携の促進 ・分析機器等の共有化、相互利用の推進 ・委託業務等の一括契約 清掃や除草、機械警備等 ・管理業務担当者の検討会議の開催 試験研究機関独自の管理業務 ・物品調達の効率化、ノウハウの共有 ・県民向け広報の一体的実施 【対応済】	
	【意見 全般－14】 **情報セキュリティマネジメント（ユーザ認証・権限付与やパスワード管理）について** 監査実施時において、全庁的に、情報システムへのアクセス時（パソコンの起動時・離席時の際等）のパスワード管理が不十分であったため、パスワードの重要性を再認識し適切なパスワード管理を行う必要がある。	（生活環境部） パスワード管理を60日ごとに変更するほか、スリープ機能を利用する。 なお、大気常時監視テレメータシステムなどの個別システムはパスワード管理を特定の職員に限定している。【対応済】 （商工労働部） 「パスワードの管理・運用ルール」を明確化し、パスワードの重要性と運用ルールについて職員への周知徹底を図るとともに、具体的な管理・運用の体制を整備し、今年度内の運用を開始する。【対応済】 （農林水産部） 「大分県庁e-オフィスシステム運用管理要綱」がH28.2月に改正され、e-オフィスログイン時に入力する際のパスワードについて、定期的(60日ごと)かつ強制的に変更が義務づけられるなど、既に全庁的に実施している。【対応済】	報告書 35ページ
	【意見 全般－15】 **情報セキュリティマネジメント（外部への情報資産の持出を防止する仕組み）について** 電子メールの誤送信、情報流出防止の仕組みや物理的な情報資産へのアクセス管理等の情報セキュリティ対策の更なる強化が必要と考える。	（生活環境部） メール添付ファイルの暗号化、パスワード機能付きのUSBメモリや外付ハードディスクの使用、来庁者の入出制限や記録の徹底をしている。【対応済】 （商工労働部） 電子メールの誤送信防止については、「送信前の宛先確認・文面確認」をルール化するとともに、情報セキュリティ研修を通じての日常意識の向上を図る。情報流出防止については、情報資産が格納されている「媒体」や情報資産の「セキュリティレベル」に応じたアクセスコントロール体制を、物理的・論理的、両面から構築し、平成29年度から運用を開始する。【対応済】 （農林水産部）	報告書 36ページ

		メール送信やUSBメモリの使用時のパスワード設定、暗号化について、セキュリティの確保に関する要領を作成すると共に周知徹底を図っている。 さらに、外部の評価委員等に対しては、承諾書に秘密保持に関する一文を盛り込む等対策を講じている。【対応済】	
	【意見 全般－16】 **情報セキュリティマネジメント（災害などによる機器障害に備えた対策）について** 火災や自然災害等のリスクに備えるため、定期的に研究データや研究補助データのバックアップをデスクトップ型のパソコン以外の記録媒体にとり、情報セキュリティを確保することが必要である。また、これらの内容を、「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」（平成24年２月施行）等に反映・改正したうえで周知徹底を図ることが必要と考える。	（生活環境部） 大分県情報セキュリティーポリシー（「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」、「大分県情報セキュリティ対策基準」及び「大分県情報セキュリティ対策実施手順」）のもと、定期的に情報のバックアップを行い、所内サーバに保管するとともに、バックアップ管理ルールを周知徹底している。【対応済】 （商工労働部） バックアップの実施については「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規定」に基づき、「大分県情報セキュリティ対策基準」において庁内の様々なシステムで普遍的に必要となる対策として位置づけるとともに、「大分県情報セキュリティ対策実施手順」において個別のシステム毎に必要な対策基準を示している。 産業科学技術センターにおいては、アクセス管理下にある電磁的記録媒体（サーバ等）を設置し、これに研究データや研究補助データを定期的にバックアップするようルール化を図る。 今年度内に電磁的記録媒体（サーバ等）の設置に向けた準備を進め、平成29年度から運用を開始する。【対応済】 （農林水産部） 現在、農林水産研究指導センターで共有サーバーを有しており、大分県情報セキュリティーポリシー（「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」、「大分県情報セキュリティ対策基準」及び「大分県情報セキュリティ対策実施手順」）のもと、各所属毎にデータのバックアップや共有に使用している。設置場所は畜産研究部（久住）で各所属から離れており、災害等による機器障害にも対応している。試験研究データが消失するリスクを低減するため、定期的なバックアップ等について周知徹底を図ると共にバックアップ体制の強化策について継続的に検討する。【対応済】	報告書 37ページ
	【意見 全般－17】 **情報セキュリティマネジメント（固有のセキュリティポリシーの策定）について** 産業科学技術センターを除く他の試験研究センターでは、固有のセキュリティポリシーの策定が行われていないため、センターの業務内容・特性を踏まえた情報資産の取扱いに関するセキュリティポリシーを設定することが望ましい。	（生活環境部） 衛生環境研究センターにおける情報資産の取扱や情報セキュリティ等を規定した「情報セキュリティの確保等に関する要領」を平成28年７月１日に制定した。【対応済】 （農林水産部） 試験研究データ等の情報資産の取扱いについては重要であることから、農林水産研究指導センター固有のセキュリティポリシーを平成28年5月に策定し、運用等について関係所属に周知徹底を図った。【対応済】	報告書 38ページ
	【意見 全般－18】 **情報セキュリティマネジメント（継続的な情報セキュリティに関する研修の実施）について** ３センターでは、情報資産の取扱いが重要であるため、設定された情報セキュリティポリシーが確実に運用されるように、３センター職員の意識の向上を促すことが重要である。このためには、定期的・継続的に情報セキュリティに関する研修を実施していくことが必要となる。	（生活環境部） 情報セキュリティに関する諸規程が着実に運用されるよう研修を定期的・継続的に行う。【対応済】 （商工労働部） 国が関連する公的機関によるWebトレーニングメニューを活用し、産業科学技術センター職員に対しては、情報セキュリティへの意識向上を目的とする、定期的・継続的なトレーニング受講を業務として実施することとする。【対応済】 （農林水産部） 情報政策課主催のセキュリティ研修への参加や農林水産研究指導センター・各所属毎に研修を実施するなど職員の一層の意識向上を図っていく。【対応済】	報告書 38ページ
	【意見 全般－19】 **情報セキュリティマネジメント（情報セキュリティマネジメントの実践）について** 組織の実態や環境の変化に合わせた定期的な情報セキュリティポリシーの見直しも必要である。このような情報セキュリティポリシーの策定から実際の運用・改善までを含めた活動（情報セキュリティマネジメント）を試験研究機関として着実に実施していくことが求められる。	（生活環境部） 情報セキュリティに関する規程及び平成28年７月１日に制定した「情報セキュリティの確保に関する要領」が着実に運用されるよう、職員に対する研修等を定期的・継続的に行うとともに、必要に応じて要領等を見直していく。【対応済】 （商工労働部） 県規程を遵守・反映しつつ、「情報化推進委員会」において、試験研究機関としての業務特性を考慮したPDCAを定期的に実施する。【対応済】 （農林水産部） 大分県セキュリティ対策基準及び大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程を基本に、農林水産研究指導センターの実態に合わせたセキュリティポリシーを平成28年5月25日に策定し、運用等について関係所属に周知徹底を図った。今後も必要に応じ見直しを行っていく。【対応済】	報告書 38ページ
２．各試験研究機関に関すること			
(1)衛生環境研究センター			
電子顕微鏡保守点検業務委託	【結果 １－１】 **起案書の決裁日について** 業務委託伺いの起案書の決裁日記入欄に決裁日が記載されておらず、組織として意思決定された日付が不明であった。	監査後、直ちに決裁日を記入した。 今後は組織としての確認を徹底する。 全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修や機関誌「Network」等においても周知を行う。【対応済】	報告書 44ページ
特殊空調設備保守点検業務委託	【結果 １－２】 **起案書の決裁日について**	監査後、直ちに決裁日を記入した。	報告書

	業務委託伺いの起案書の決裁日記入欄に決裁日が記載されておらず、組織として意思決定された日付が不明であった。	今後は組織としての確認を徹底する。 全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修や機関誌「Network」等においても周知を行う。【対応済】	44ページ
一般空調設備保守点検業務委託	【結果 １－３】 **起案書の決裁日について** 入札参加者の選定起案書の決裁日記入欄に決裁日が記載されておらず、組織として意思決定された日付が不明であった。	監査後、直ちに決裁日を記入した。 今後は組織としての確認を徹底する。 全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修や機関誌「Network」等においても周知を行う。【対応済】	報告書 45ページ
財産の管理事務	【結果 １－４】 **備品シールの貼付について** 県が新たに備品管理システムを導入したことに伴い、備品シールの貼り替えを行う必要があるが行われていない。	備品管理システムによるシールを貼付した備品と旧シールを貼付した備品が混在していたため、備品管理システムによるシールへの貼り替えを28年９月末までに行った。 全庁的な対応としては、備品シールの貼付を含めた物品管理の徹底について通知を行うとともに、物品管理研修会や物品実地検査等においても周知を行う。【対応済】	報告書 45ページ
毒劇物等の管理事務	【結果 １－５】 **毒劇物の保管について** センター施設内の分析室において、通常の試薬を保管する棚に毒劇物が保管されていた。	監査後、直ちに当該薬品を毒劇物保管庫に移動させた。今後の毒劇物の管理については、「毒物、劇物等危険物の取扱いについて（大分県管財事務提要）」を職員に周知徹底した。 全庁的な対応としては、毒劇物の取扱いの徹底について通知を行った。また、物品管理研修会や物品実地検査等において周知を行う。 【対応済】	報告書 45ページ
研究開発管理事務	【意見 １－１】 **研究テーマの事前評価における外部評価実施の検討について** 事前評価は内部評価のみ実施することとしているが、外部評価も実施することが望ましい。	事前評価は内部評価とともに外部評価も実施するよう、評価実施要領等を改正した。【対応済】	報告書 46ページ
	【意見 １－２】 **内部評価委員会におけるコメントへの対応顛末の明示について** 内部評価委員会において出された内部評価票上のコメントに対する協議や事後フォローをどのように行ったかどうかの対応顛末が文書で明記されていないため、フォロー状況を挙証できるよう対応顛末をコメントと対比させて文書上で明示することが望ましい。	対応顛末をコメントと対比させ文書上で明示するよう、要領等を改正した。【対応済】	報告書 46ページ
	【意見 １－３】 **研究テーマの中間評価における外部評価実施頻度の検討について** 実施要領及び事務取扱い要領によると、中間評価において外部評価が行われるのは、研究調査期間が３年以上のものに限られているが、課題化した全研究テーマを対象としたうえで、３年のうち１回だけではなく毎年外部評価を実施するように見直すことが望ましい。	毎年外部評価を実施するよう、要領等を改正した。【対応済】	報告書 47ページ
	【意見 １－４】 **日常的な研究記録（日報）のレビューについて** 研究員の日常的な研究記録（日報）については、担当によってレビューの有無や頻度にバラつきがあるため、例えば週次サイクルなどでレビュー・モニタリングすることで、適時に問題点や課題の共有・解決、コーチングなどに活かし、実効性のあるミドルマネジメントとなることが期待される。なお、担当総括など上席者がレビューした場合、押印またはレビューサインを証跡として残されたい。	調査研究の内容により研究員がデータノートに記載した研究記録を担当総括がターム ごとにレビューし、問題点や課題等を確認・共有するとともに、助言・指導事項等を研究員のノートに記載のうえ、押印することとした。【対応済】	報告書 47ページ
	【意見 １－５】 **研究終了後の顛末管理について** 調査研究終了後の成果がどのように実務に活用され、普及につながったかどうかの追跡調査を行い、研究の顛末を適切に管理する必要がある。	追跡評価を行うよう、要領等を改正した。【対応済】	報告書 47ページ
	【意見 １－６】 **知的財産権の取得可能性の模索について** 現状では調査研究により知的財産権を取得する可能性は極めて低いとされているが、積み重ねた検査技術力や今後の向上を通じた組織としての戦略的な取組みにより、知的財産権の取得可能性について模索し検討が継続されることが望ましい。例えば、民間企業と共同研究して試薬、薬剤、機器を開発していくようなことがあれば、知財権取得に伴い実施許諾を図ることも可能性として想定される。	知的財産に該当する研究成果が得られることが見込まれる場合は、権利取得について検討する。 なお、今後、限られた人的資源の中でも知的財産権が取得できるよう、衛生、環境から県民への影響や健康危機管理面からの現状、課題等の把握、分析能力の向上に取り組む意識、技術力、情報収集力等の育成、啓発等も進める。 このため、平成27年10月以降の研修から「研修会、講習会、セミナー、協議会等参加の確認表」により、事前に受講目的、想定される効果等を整理し所長の意見を付けることとした。【対応済】	報告書 48ページ
	【意見 １－７】 **共同研究や受託研究の推進について** 職員の専門知識や検査技術の向上につなげていくためにも、検査手法の標準化に対する取組みなどの共同研究をより推進することは有用と考えられる。また受託研究はここ10年以上行われていないが、【意見１－６】の権利取得の模索とともに、競争的研究資金の獲得など受託研究の可能性もあると考えられるため、継続して可能性を模索することが望ましい。	日頃からの情報収集、関係機関・団体とのネットワーク構築により、衛生・環境行政に有益な共同研究や受託研究の推進を図っていく。 平成28年度は、国立感染症研究所がまとめる「レジオネラ属菌に関する研究」や国立環境研究所が行う「PM2.5の研究」について、他県の試験研究機関とともに、共同研究を行っている。【対応済】	報告書 49ページ
	【意見 １－８】 **共同研究等に関する規程の新設の検討について** 共同研究については実際に取組んでいる事例があることから、共同研	共同研究、受託研究にかかる規程を整備した。【対応済】	報告書 49ページ

	究に関する手続等を明確にするため、他の研究センターの規程を参考にしつつ、共同研究の規程化について進めていくことが望ましい。また受託研究を取組む場合にも規程化の検討を速やかに行われたい。		
	【意見 １－９】 **試験検査業務に係る業績評価制度の見直しについて** 試験検査業務の経済性・有効性・効率性を高めるため、「試験検査業務に係る業績評価制度」がその実効性を高めるように必要な見直しを行うとともに、ＰＤＣＡサイクルを回し、適時にブラッシュアップを図られたい。	平成28年度試験検査業務の評価（平成29年度実施）から、項目ごとの業務評価結果について原因の分析、要因の洗い出し、今後の課題の特定、改善実行すべき内容が何であるかがわかるよう、評価様式等を改定した。【対応済】	報告書 50ページ
	【意見 １－10】 **試験検査業務に係る業績評価制度項目と内容の見直しについて** 試験検査業務に係る業績評価制度における評価項目のうち、「標準処理日数適合度」に使用されている標準処理日数が実際の検査日数とかけ離れているため、業績評価項目としての実効性が低いと考えられる。したがって、標準処理日数を実態に見合ったものに見直す必要がある。また、標準処理日数を設定することが見合わない検査に関しては評価事項を見直す必要がある。	実際の処理日数を踏まえた日数を標準処理日数として評価できるよう、平成28年度試験検査業務の評価（平成29年度実施）から標準処理日数を見直した。【対応済】	報告書 50ページ
	【意見 １－11】 **試験検査業務に係る業績評価制度項目と内容の見直しについて** 事務事業評価票の基礎となる「業績評価における経費効率性・コスト分析」の一覧表の基礎となるコスト情報については各担当から提示された数値をそのまま入力しているが、根拠資料が明確でないため、コストの基礎となる根拠資料を文書化し、企画・管理担当にも情報共有して保管されたい。	コスト情報の根拠を明確にしセンター内で情報共有できるよう、平成28年９月に根拠の作成要領を作成した。【対応済】	報告書 50ページ
収納事務	【意見 １－12】 **現金出納管理について** 現金及び釣銭資金の管理について、日々の現金出納表や釣銭資金整理簿と現金の実際有高を照合していることの証跡を残すことが望まれる。	会計規則等に基づいた適正な現金管理を今後とも行っていくとともに、現金出納表等と実際有高の照合の証跡を残すこととした。 また、全庁的な現金事故防止の対応としては、出納員等の研修や会計実地検査などにおいて注意喚起を図り、防止を図っていく。【対応済】	報告書 52ページ
支出事務	【意見 １－13】 **太陽光発電設備に関する損害保険料の見積り合わせについて** 太陽光発電設備に関する損害保険料について県の契約事務規則に従い見積り合わせを実施することが望ましい。	平成28年度より、数社から見積書を徴収し対応することとした。 また、全庁的な対応としては文書による周知や研修などにおいて注意喚起を図り、再発の防止を図っていく。【対応済】	報告書 52ページ
委託契約事務	【意見 １－14】 **庁舎清掃及び器具洗浄業務委託に係る入札参加資格者の範囲について**	庁舎清掃及び器具洗浄業務委託については、今後は用度管財課で他所	報告書 52ページ

	入札参加資格者の範囲について、参加者間における競争を促進し、コスト削減を図るため、適時見直すことが望ましい。	属分と併せて一括入札することとする。 また、全庁的な対応としては文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。【対応済】	
財産の管理事務	【意見 １－15】 **機器管理について** 機器更新時にその使用状況が重要な判断要素になると考えられるため、500万円未満の機器についても使用記録簿を作成し、適切な管理を行うことが望ましい。	現在、500万円以上の高額物品及び国庫補助金等を財源とする物品については使用簿を作成している。 今後は、200万円以上の全ての重要物品についても使用簿を作成し、適正な管理を行うこととした。【対応済】	報告書 53ページ
	【意見 １－16】 **機器更新判断資料における基礎的情報の充実について** 機器の更新判断を行う上で、それぞれの機器ごとのライフサイクルコストをも更新投資の資料の中に反映することで、更新のプライオリティ判断や適時性判断に役立てることが望ましい。	100万円以上の機器の更新にあたっては、経過年数や使用時間、修理履歴などを含めたライフサイクルコストも考慮しながら判断する。【対応済】	報告書 53ページ
	【意見 １－17】 **機器更新判断資料における基礎的情報の充実について** 機器更新判断資料において、各機器備品がどの検査項目に必要なものであるかどうかが関連づけられて整理されていないため、検査項目との関連性を明示することで更新投資判断に活用する必要がある。	100万円以上の備品更新計画では、主管課の業務方針及びセンターの検査業務ごとに、どのような機器が使用されるか明記している資料もあるため、それら資料の精査を行うこととする。【対応済】	報告書 53ページ
	【意見 １－18】 **食品衛生検査機器保守点検に係る随意契約について** 随意契約の締結に当たって、本件業者しか委託契約を締結できないこと示す証拠としてメーカーからの販売証明書等を入手することが必要と考える。	平成28年度から、業務遂行にあたって一者しかない場合は、メーカーからの代理店証明や販売店証明を徴収している。 また、全庁的な対応としては文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。【対応済】	報告書 54ページ
	【意見 １－19】 **備品管理について** 備品の現物確認の方法については、用度管財課と各試験研究機関とが連携して効果的かつ効率的な方法の確立を検討することが望ましい。	物品の現物確認（棚卸）については、年度末に各担当がセンターの備品一覧と備品管理システムの備品データを照合・確認しているが、今後は、備品確認表に各担当総括の確認印を押印することとした。 全庁的な対応としては、物品管理研修会や物品実地検査等において周知を行う。【対応済】	報告書 54ページ
毒劇物等の管理事務	【意見 １－20】 **毒劇物保管場所の鍵の管理について** 鍵の保管は使用者以外の責任者を置き、使用の都度、責任者立会のもと毒劇物を持ち出すような仕組みを作ることが望ましい。	「毒物及び劇物の取扱いに関する要綱」を制定し、各担当総括を鍵の管理を含む保管責任者とすることとした。 全庁的な対応としては、毒劇物の取扱いの徹底について通知を行い、物品管理研修会や物品実地検査等において周知を行う。【対応済】	報告書 55ページ

	【意見 １－21】 **毒劇物の棚卸について** 使用簿に記載の残量について定期的な現物確認がなされていない状況にあるため、月次等の一定時期に保管責任者による毒劇物の実地棚卸を実施することが望ましい。	「毒物及び劇物の取扱いに関する要綱」及び「毒物劇物管理要領」の規定に基づき、年２回の棚卸と保管設備等の点検を定期的に行うこととした。 全庁的な対応としては、毒劇物の取扱いの徹底について通知を行い、物品管理研修会や物品実地検査等において周知を行う。【対応済】	報告書 55ページ
	【意見 １－22】 **試薬・毒劇物の担当ごとの管理の見直しについて** 未開封の薬品等をセンターで一括集中管理することを検討されたい。	各担当が保管している毒劇物の情報をセンター全職員で共有できるよう「毒劇物管理システム」を新たに構築した。 なお、年２回の棚卸実施結果を当システムで所長が確認し、書面で残すこととした。【対応済】	報告書 55ページ
	【意見 １－23】 **毒劇物の取扱いに関する管理規程の策定について** センター全体で毒劇物の管理にバラつきが生じないよう取扱通知による管理を徹底するとともに、現状に即したセンター内の統一的な毒劇物の保管に関する規程を新たに明文化することも一案である。	「毒物及び劇物の取扱に関する要綱」及び「毒物劇物管理要領」を平成28年７月１日に制定し、保管責任者、使用者の危機管理意識の向上を図ることとした。【対応済】	報告書 56ページ
	【意見 １－24】 **法改正により新しく指定された毒劇物の該当確認について** 毒劇物法が改正された場合、新たに指定された毒劇物が既に存在するかどうかを確認する必要があるが、口頭による確認にとどまっているため、当該毒劇物の該当の有無を確認したうえで文書としてその確認証跡を残す必要がある。	該当の毒劇物の有無を確認後、文書にして全職員に供覧し保管することとした。【対応済】	報告書 56ページ
情報セキュリティ	【意見 １－25】 **環境研究センター固有の情報セキュリティポリシーの設定について** 衛生環境研究センターでは、様々な衛生環境に関する調査研究の実施、また、食品衛生試験、病原微生物試験、環境放射能測定、水質に係る有害物質分析等の重要な情報（個人情報を含む）を取り扱うことから、過去の調査データの保存や調査研究テーマに関する情報管理が重要となる。 このため、衛生環境研究センターの業務内容・特性を踏まえた情報資産の取扱いに関するセキュリティポリシーを設定することが望ましい。	衛生環境研究センターにおける情報資産の取扱や情報セキュリティ等を規定した「情報セキュリティの確保等に関する要領」を平成28年７月１日に制定した。 また、９月29日には職場研修を実施し、「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」等と併せて説明、情報セキュリティ意識の徹底を図った。【対応済】	報告書 56ページ
その他	【意見 １－26】 **人材育成プランの策定について** 人材育成のための様々な施策が講じられているが、当センター独自の人材育成方針が明確にされておらず、中長期（5年～10年単位）や毎期（1年単位）の人材育成計画も策定されていない。当センターにおいては、必要に応じて生活環境部等と協議のうえ人材育成の個別方針を定めるとともに、中長期的な視点での人材育成計画を策定することが望まれる。	「生活環境部人材育成計画」をふまえ、平成28年度中にセンターにおける人材育成プログラムを定める。【対応済】	報告書 57ページ

	【意見 １－27】 **基本方針・中期業務計画・単年度計画の策定について** 「大分県衛生環境研究センター年報（平成25年度）」に記載されている当センターのメッセージを達成するため、また、当センターの将来的な真にあるべき姿（ビジョン）及びそれに向けた継続的な努力・取組みを実行していくためにも、当センター固有の基本方針・中期業務計画及び短期の行動計画策定並びに計画の実行（ＰＤＣＡサイクルを回すこと）が必要と考える。	今年度、センターのあり方について改めて検討を行った結果を踏まえ、来年度以降は業務を実施する上での中期計画等を策定する。【対応済】	報告書 58ページ
	【意見 １－28】 **人事ローテーションと組織について** 人事ローテーションの際には、知識や技術の習熟度を高めるためにできる限り重要な調査研究の終了期間を斟酌するなど、センターの組織としての技術レベルをより向上していく人事戦略のあり方を検討されたい。	平成29年度以降の業務を実施する上での基本方針・中期業務計画・人材育成計画をもとに、研究員の研究期間も斟酌した人事ローテーションにより組織としての技術を向上させていく。【対応済】	報告書 60ページ
	【意見 １－29】 **重要な企画管理業務の共有化について** 企画管理上の重要な業務については、早期に一般事務職員との業務共有化を図られたい。	専門研修派遣にかかる人選やブロック会議のテーマ等について情報共有を行うなど、一般事務職員との業務共有化を推進することとした。【対応済】	報告書 60ページ
	【意見 １－30】 **年次研修計画の策定について** センターとしての年次研修計画を策定することが望ましい。	平成28年度から、年度当初に受講予定の研修名、期日、場所、受講予定者、業務との関係等を整理した研修受講計画を策定、受講者については派遣研修事務処理要綱により選定し、センターとしての計画的な研修を実施している。【対応済】	報告書 61ページ
	【意見 １－31】 **倉庫内の整理について** 監査で敷地内の倉庫を視察したが、借用（貸付）物品、廃棄予定物品、現場に持参する検査機器などが必ずしも整理されないまま保管されている。使用予定のないものは早期に管理外とするため必要な決裁手続を経て廃棄し、それ以外の物品も一定の目的等に応じた分類により早期に整理整頓されたい。	廃棄すべきものは廃棄し、使用するものは担当名を表示するなど、分類し整理整頓した。【対応済】	報告書 61ページ
	【意見 １－32】 **危険ドラッグの分析や検査への今後の対応について** 近年、危険ドラッグの指定数は増加しているため、調査研究の推進とともに、検査等に必要な機器や危険ドラッグの標準品の準備のあり方を整理しておく必要がある。	危険ドラッグの分析・検査を所管する県福祉保健部薬務室から、危険ドラッグの調査研究について、 ①指定薬物の分析は警察当局の所管であり、検体検査は国の捜査機関が実施すること。 ②現在3,000物質を超えている危	報告書 61ページ

		険ドラッグの検査には多額の経費による標準品の準備が必要となること。 ③危険ドラッグは、インターネットによる海外からの流通はあるが、県内の販売や流通は認められないこと。 以上のことから、現時点では事業化を予定していないことを確認した。【対応済】	
	【意見　１－33】 **調査研究の過程で把握した重要な情報の共有化について** 平成27年度から取り組んでいる県沿岸部のマダニのＳＦＴＳウィルス等保有状況調査の研究過程において、研究の過程でマダニの当該ウィルス保有の検出事実が判明した場合には、年度の中間報告等を待たずして、迅速にセンターの企画・管理担当を通じて本庁の担当課と情報を共有化し、迅速に当該情報を対象地域に向け発信する必要があるので留意されたい。	緊急を要する重要な情報については、適宜速やかに本庁担当課と共有されているとともに、対象地域に向けた情報発信についても、本庁から保健所等関係機関を通じて適切に対応されている。 なお、沿岸部のマダニのＳＦＴＳ保有状況調査結果（平成27年度分）については、平成28年２月22日の保健所等調査研究報告会で発表され、県内各保健所等関係機関と情報共有した。 また、県民の関心が高い情報（感染症の流行状況等）については、これまでも県のホームページで情報発信しているが、平成28年度にセンター内にプロジェクトチームを設置し、一層わかりやすいホームページへの改善を検討している。【対応済】	報告書 62ページ
	【意見　１－34】 **センターと地域との協定内容の再検討について** 当センターを現在地に移転した平成15年に当該地区との間で、騒音軽減、排気・排水の適正処理、汚染物質の定期的な検査などの項目の遵守または検査結果の提供を約し、平成23年に検査回数を減少させているが、当初から10年以上の時が経過し、センターの遵守等の実績も明確であることから、コスト等の負担を考慮して、今後も合意内容の見直しや覚書解消を含めて地元と再協議することが望ましい。	地域住民に対しては、引き続き誠実かつ真摯に対応し説明責任を果たすことを第一に考え、協議を継続していくこととする。【対応済】	報告書 62ページ
(2)産業科学技術センター			
支出事務	【結果　２－１】 **起案書の決裁日について** 起案書決裁日付が物品調達伺の決裁日よりも後の日付となっていた。 また、起案書の決裁日付が未記入となっていた。	物品調達を始めとする各種契約に関する起案の流れについて、関係担当職員に対する取扱規則等の再確認を行わせるとともに、管理担当総括及び副任による複層的な審査の徹底を図る。 全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修や機関誌「Network」等においても周知を行う。【対応済】	報告書 69ページ
委託契約事務	【結果　２－２】 **消費税の算定式について** 高速液体クロマトグラフ質量分析装置一式保守点検業務委託契約書に誤った消費税の算定式が記載されていた。	契約関係書類の作成について、関係担当職員へ注意点の再確認を行うとともに、管理担当総括及び副任による複層的な審査の徹底を図る。【対応済】	報告書 71ページ
研究開発管理事務	【意見　２－１】 **試験研究テーマの選定について** ニーズの調査分析について客観的・画一的な手法が必ずしも確立されていないため、新しい研究テーマ選定の際、どのようなニーズなどの源泉となる情報に基づいて発案されているのかが必ずしも判然とせず、研究テーマとそのニーズ等との情報を関連づけて整理し明示できるような仕組みに改善することが望ましい。	県内企業・産業における研究ニーズの源泉をカテゴライズし、産業科学技術センター研究評価実施要領を改訂し明示する。センターが研究テーマを選定する際に、どのカテゴリーによるものかを評価項目に追加するとともに、評価結果一覧にも記載して明確化する。平成29年度から運用を開始する。【対応済】	報告書 72ページ
	【意見　２－２】 **経営資源の集中と研究テーマの設定について** 経営資源の集中と研究テーマの設定に当たっては、「おおいた産業活力創造戦略」と「第３期中期業務計画」との整合性を取りつつ、直近の多様なニーズやセンター固有の電磁力技術などの強みを活かしたシーズに基づいて、県内産業の振興に寄与しうる新事業や新分野については、柔軟に適時かつ迅速な対応により経営資源を配分し研究を推進されたい。	第３期中期業務計画に基づき、職員の能力や資質を有効活用し、県内企業の抱える課題に対して柔軟かつ効率的な技術支援を行っていくとともに、提案公募型の戦略的研究テーマ等の設定に当たっては、担当を越えたプロジェクトチームを編成し、限られた経営資源の中で最大限の効果を発揮できるよう引き続き努めていく。【対応済】	報告書 73ページ
	【意見　２－３】 **新しい技術シーズの創出対象事業のうちエネルギー分野への対応について** 第３期中期業務計画（平成26～平成30年度）においては、「エネルギー分野」が新しい技術シーズの創出対象事業として優先順位の高い項目となっているが、最も早く取り組んでも平成28年度からとなっており、やや遅れが見られるため、事業の取組みをより推進していく必要がある。	平成28年度にエネルギー分野に関連する機械担当、金属担当、工業化学担当に各１名の新採用職員を配置しており、電磁力担当や電子情報担当などとともに横断的な取組の推進を図る。【対応済】	報告書 74ページ
	【意見　２－４】 **経常研究における追跡調査と定量的評価について** 共同研究及び受託研究のみならず、経常研究においても研究終了後の事業化や価値創出の状況を追跡調査することが必要である。	経常研究後に必要に応じて複数年の追跡調査を行うなど、研究成果の顛末管理に努める。【対応済】	報告書 75ページ
	【意見　２－５】 **経常研究における追跡調査と定量的評価について** 研究成果がどのような技術価値や事業価値をもたらしているかを定量的に測定する仕組みを検討されたい。	技術価値や事業価値を定量的に測定する方法について、国や他県の事例を調査し、検討を行った。 【対応済】	報告書 75ページ
	【意見　２－６】 **技術移転や普及の一元的な記録について** 研究テーマの成果に対して、実際に行われた技術移転など普及活動の記録は個々の活動ごとにＶＢＡの技	研究原簿（研究背景、内容、方法、結果、予算等を一元化できる資料）について、技術移転や普及活動に関する顛末が明示できるよう、様式の見直しを図った。【対応済】	報告書 76ページ

	術指導記録として記録は行われているものの、普及活動の履歴を全体的に見渡せる顛末を一元的に集計記録した一覧性のあるものは存在しないため、成果の波及の全体像を端的に明示できるような工夫を行うことが望ましい。		
	【意見 ２－７】 **各研究テーマに関する統合的な管理表の作成について** 研究テーマごとに研究着手から研究成果の顛末を総合的かつ明瞭にするため、一覧性のある統合的管理表のような形で網羅的に明瞭的管理を行うことが望ましい。		報告書 76ページ
	【意見 ２－８】 **研究のプロセスと進捗管理について** 研究プロセスや進捗状況を管理するのは、各「担当」という組織のみならず、センター全体を俯瞰（ふかん）的にモニタリングし業務コーディネートすることが期待される企画連携担当が、各担当から定期的に報告を受けることで、研究状況の報告に基づく情報の共有化と適切なコーチング等のミドルマネジメント（中間機関による管理）をより発揮していくことが望まれる。	研究を組織的、効果的に推進するため、外部委員を含む「研究評価委員会」を年度当初、年度末にそれぞれ開催するとともに、上半期終了時に内部で「研究進捗報告会」を開催している。また、担当内や担当間では、日頃から業務全般に関する適時報告、議論・情報共有等を行ってきたが、今年度からは新たに「各担当の年間取り組み方針」を策定することとし、組織（各担当）としての目標管理を明確にすることで、担当総括を中心とした研究管理や業務管理におけるミドルマネジメントを徹底している。 企画連携担当では、これらの調整を図るとともに、総括会議において研究や業務の進捗状況、課題等の情報共有に努め、予算配分の見直し等も含めた研究や業務の全体管理におけるミドルマネジメントを行っている。 ミドルマネジメントの強化に向けたマネジメント人材の育成については、当センター独自の「研究員人材育成基本方針（人材育成プラン）」に基づき、研究員のキャリア等に応じてエキスパート人材の育成やマネジメント、コーディネート能力の習得に向けた研修を実施している。 【対応済】	報告書 77ページ
	【意見 ２－９】 **精度管理等の内部技術の向上維持のための課題化について** 経常研究において検査や分析結果に対する「不確かさ」すなわち、精度管理など内部技術の向上維持のために研究課題として取り組んでいる事例があるが、組織として保持すべき精度等の技術を維持管理することを必要な責務としつつ、センターとして検査分析等の精度レベルを常に挙証できるような運営を行っていくことが望ましい。	検査分析等の湿式分析（手分析）の精度レベルは、個人の経験と技量（技能）に左右されるため、若手職員への技能の継承は組織として重要な課題である。 主に湿式分析を行う工業化学、食品産業担当は、常日頃からシニア職員が若手職員にOJT研修等を通じて技能の継承に努めており、分析値（報告値）の確認等を行っている。 具体的には、一つの分析について複数の手法による分析を行い、分析値が一致することを確認したり、標準物質を入手し、センターでの分析値が認証値と一致することを確認することによって、日常的な内部精度管理を行っている。 また、若手職員は、産総研等が開催する全国的な分析技術に関する実務研修にも積極的に参加しスキルアップに努めている。【対応済】	報告書 78ページ
	【意見 ２－10】 **調査研究選定における出口戦略との関連性について** 調査研究においても、実用化や事業化といったマーケティングなどの視点に基づく出口戦略、すなわちどのように付加価値創出と関連づけて研究を実施するのかどうかを明確化することが望ましい。	調査研究は、あくまでも将来的に企業ニーズや事業化支援の礎となり得るかについての可能性を探るための萌芽的研究が多く、実用化や事業化と直結しにくいものであるが、マーケティングなどの視点に基づく将来的な出口戦略等との関連づけを意識しつつ研究を行っていく。 【対応済】	報告書 78ページ
	【意見 ２－11】 **調査研究の意思決定について** 調査研究のテーマを課題化する場合において、現状ではその意思決定方法が明確化されていないため、どのように組織として課題化の検討を行って意思決定をしたかどうかが明確でない状況である。よって調査研究を課題化する意思決定プロセスについても明確化したうえで運用することが必要である。	平成28年度から実施する調査研究は、企画連携担当が内容を精査し、実施についてはセンター長決裁により行うこととした。この扱いについては、平成28年度中に調査研究実施要領を制定し、平成29年度より実施する。【対応済】	報告書 79ページ
	【意見 ２－12】 **調査研究に配分する時間管理について** 各研究員が調査研究のために配分すべき時間や努力（エフォート）について、組織として予定している範囲内で実施されているかどうかの現状把握・現状分析ができていないため、一定の時間管理等の方法を構築して調査研究の配分割合を挙証できる体制にすることが望ましい。	当センターの業務は、技術支援業務や研究業務等々が同時並走させていることが多く、また、異なる研究業務が相互に関連しあっていることもあるため、エフォート管理は極めて難しいのが実状であると言わざるを得ない。 これまでも研究テーマ毎の予算配分に当たって、担当者からの提案時の概算見積に対し、研究評価委員会における見積額の評価を踏まえ、企画連携担当が費用対効果を意識しつつ全体調整を行ったうえで決定するなど、コストを意識した予算運営に努めている。今後は、研究の費用対効果測定に関して引き続き国や他県の動向を注視しつつ、エフォート管理の実効性や意義について検証するため平成29年度に試行し、さらに高いコスト意識を持った研究の遂行を図る。【検討中】	報告書 79ページ
	【意見 ２－13】 **「研究委託申請書」に記載される委託料に関する要領の改定について** 産業科学技術センターに提出される「研究委託申請書」に記載される委託料の金額は、同センターとして意思決定された金額にはなっていないため、委託企業からの見積依頼を受け、同センターとして決定した見積金額を委託企業に提示した上で、「研究委託申請書」が提出されるように要領を改定すべきと考える。	平成28年度から実施する受託研究については、企業からの「研究委託申請書」の提出前に、委託する研究内容の仕様に基づく研究経費の積み上げを行い、センター長の決裁後、企業に提示し、「研究委託申請書」を提出していただくこととした。 なお、この扱いについては、平成28年度中に受託研究実施要領を改正する。【対応済】	報告書 80ページ

	【意見　２－14】 **研究委託元企業からの消耗品等の購入について** 基本的には委託元から消耗品等を購入するべきではないと考えるが、やむをえず委託元から消耗品等を購入する場合には、一般の取引条件と同様の価格水準であるかどうかを十分に検討し、文書化することが望ましい。	今後、委託元からの消耗品等の購入を原則行わないよう、内規に、その旨の内容を追記した。【対応済】	報告書 80ページ
	【意見　２－15】 **研究委託契約書に記載する研究目的の詳細な記載について** 研究目的に含まれる内容を明確にするため、「研究委託契約書」等に研究内容を詳細に記載することが望ましい。	平成28年度から実施計画書を契約書と一緒に綴じることとした。 【対応済】	報告書 81ページ
	【意見　２－16】 **企業ニーズ共同研究申請時のセンター長に対する事前レクについて** 研究を実施するうえでの参考にするためにセンター長に対する事前レクチャー（以下「事前レク」）の内容等について適切に記録を残す必要がある。また、「研究評価委員会における新評価基準」に規定されている事前レクの内容を定義づけるとともに、事前レクの実施内容等の記録方法についても明確化することが望ましい。	平成28年度から事前レクチャー用資料（様式）に、センター長がその内容を承認したことについて記載することとした。【対応済】	報告書 81ページ
	【意見　２－17】 **無線体温センサの開発について** 「無線体温センサの開発」は企業ニーズによる研究であり、緊急の案件ではなかったことから、技術調査報告書の作成からセンター長へのレクが１箇月弱も空いていた。他の共同研究案件の対応スピードと比較して相対的に遅いと考えられる。この点につき、センター側の年度初めが多忙であったことやセンター長の不在という要因は一定の理解はできるものの、より機動的な（迅速な）対応が望まれる。	企業からの申請に基づく共同研究等の実施については、スピーディーな対応を図るため、研究評価委員会の評価対象とせず、センター長レクによる採否判断によって進めるよう努めてきたところである。企業等からの研究委託の相談があり次第、センター長に回覧報告を入れる。企業との相談内容が受託研究案件となりうると企画連携担当が心証が得られたときには速やかにレクを行い、受託の可否を判断する。【対応済】	報告書 82ページ
収納事務	【意見　２－18】 **特許権許諾料収入内容の確認について** 特許権等の実施状況報告書における製品の販売状況等について、報告内容の正確性を確認するための方法を検討することが望まれる。	必要に応じて報告内容の根拠資料を提出させることができるよう契約条文を平成29年度に改正することで、報告内容の正確性を確認していく。 また、虚偽報告の疑義が生じた際は、職員を派遣し実施状況の調査を実施する。（契約条文には明記済み。） 【対応済】	報告書 83ページ
	【意見　２－19】 **知的財産権の海外出願を想定した対応について** 知的財産権を海外出願した場合において、海外企業等と実施許諾契約を締結する場合の実施料率は高く設定されることが必要と思われるので、海外出願の必要性が生じた時に迅速に対応できるようにするため、実施料算定基準に海外出願の場合の実施料率等を事前に定めておくことが望ましい。	産総研、独法公設試等の先進的な事例調査を行ったが、海外出願を想定した場合の実施料率等を事前に定めている例はなかった。 また、事前に実施料率を定めた場合も他国の法令に抵触しないか常に把握しておく必要があり困難である。なお、事前設定については、今後も先進的な事例を調査しながら研究することとしたい。【対応困難】	報告書 83ページ
	【意見　２－20】 **実施料率の固定的運用について** 実施料算定基準において、実施価値によって料率が変わるとする規定があるものの、実際の実施許諾契約においては、各項目における標準的な料率しか適用したことはないため、今後は知的財産権の内容に応じ、実施価値等の見極めや相手先との交渉を必ず締約前に行うとともに、どのような場合に実施料率を変えるべきかどうかについて定義を整理する必要がある。	実施価値の定義を整理し、基準率の区分を見極める判断資料とするため「実施価値の評価表」を新たに設ける。 この「実施価値の評価表」を発明者が作成し、当センター内に設置している産業財産権総合検討委員会により基準率の区分を検討するしくみ作りを行うことで、より適正な実施料率を適用できるよう取り組んでいく。【対応済】	報告書 84ページ
	【意見　２－21】 **機械器具貸付料の積算方法について** 機械器具貸付料の算定について、機器使用に伴う保守費用や校正費用が含まれていないことから、適切な原価計算による料金算定の方法を検討する必要がある。	機械器具貸付料の算定に、保守費・校正費を盛り込んだ新料金表（案）を作成し、平成30年４月施行に向けて引き続き本庁関係各課と協議を進めていく。【対応済】	報告書 85ページ
	【意見　２－22】 **現金出納管理について** 現金及び釣銭資金の管理について、日々の現金出納表や釣銭資金整理簿と現金の実際有高を照合していることの証跡を残すことが望まれる。	今後とも、関係規定による現金確認の徹底を維持し、同規定で定められた様式により、その照合の証跡を残し、適切な管理を行う。【対応済】	報告書 85ページ
支出事務	【意見　２－23】 **見積り合わせの実施について** 修繕費に関し、過年度から大分県唯一の代理店であることのみを理由として、メーカーの特定の代理店１社からの見積りのみで随意契約を行っていた。しかし、他にも代理店がある可能性もあり、当該可能性を確認のうえ、見積り及び入札を行うことが望まれる。	今後、さらに契約先情報の収集に注力し、複数の業者から見積書を徴する環境を整備して、経費節減に努めていく。【対応済】	報告書 86ページ
	【意見　２－24】 **ソフトウェアの取得時における処理と管理方法について** ソフトウェアは設備投資の一環として捉えるべきであることから、その性質上機器や備品に準じた取扱いにより公有財産として資産管理することが望ましい。	今後とも、地方自治法、県有財産条例等の取扱根拠規定に従い、適切な管理を行う。【対応済】	報告書 86ページ
	【意見　２－25】 **センター敷地内にあるグラウンド及びテニスコートについて** センター敷地内にあるグラウンド（センター管轄）やテニスコート（人事課管轄）について、管理費用がかかっていることを鑑みると、有効活用できる方法を検討していくことが望ましい。	これまで同様、地方自治法、県有財産規則等の取扱根拠規定に従い、適切な管理を行いつつ、関係部署と協議の上、有効活用の方法を検討する。【対応済】	報告書 86ページ
委託契約事務	【意見　２－26】		

	高速液体クロマトグラフ質量分析装置定期保守点検作業報告書について 保守作業の作業結果報告について契約書添付の書式が使われていなかった。	既契約の内容を再確認し、頂いたご意見のとおり、契約書添付の書式を使用するよう、受託者への指示を徹底した。併せて、センター側でも提出の都度等の確認を徹底する。 【対応済】	報告書 87ページ
財産の管理事務	【意見 ２－27】 **備品管理について** 備品管理システム上の金額等について大きな誤りがないかどうかまず、全体的に確認する必要がある。さらに今後は、取得等の際におけるシステム入力時において入力内容を確認する手続を徹底する必要があると考える。	備品管理システム入力時の誤入力に最善の注意を払うよう、関係担当職員に再徹底するとともに、入力内容のチェックを図るため、入力内容をペーパー出力し、管理担当の複数職員でチェックを行うことにより、入力ミスの防止を図る。【対応済】	報告書 87ページ
	【意見 ２－28】 **備品管理について** 備品の定期的な現物確認が実施されていない。	200万円以上の重要備品について、毎年度、確認徹底期間（例：確認徹底週間、月間等）を設けるなどの方法により、各担当による確認の実施の徹底を図る。【対応済】	報告書 88ページ
	【意見 ２－29】 **知的財産権の処分等に関する方針の明確化について** 権利の売却や放棄等については、運用上案件が発生した際に個別対応をしているのが現状であることから、包括的な判定プロセスを可視化するためにも、今後はそれらの考え方について、パテントポリシーに明文化または処分に関する方針・規程の新設について検討を進めていくことが望ましい。	権利の売却及び放棄に関する要領「大分県産業科学技術センターに係る特許権等の処分等要領」を新たに設けることで、権利の売却及び放棄に対する考え方や手続について整備を行い、平成29年度から運用する。 【対応済】	報告書 88ページ
毒物及び劇物等の管理事務	【意見 ２－30】 **長期未使用の毒劇物の取扱いについて** 一部毒劇物に関し、平成22年４月１日（新規帳簿移管日付）以降、５年超利用状況のない毒劇物が見受けられた。紛失や盗難のリスクを軽減するためにも、長期間動きがなく、今後も利用目的が明確でない毒劇物は、廃棄する等を検討することが望まれる。	長期間使用せず、また今後使用する見込みがない毒劇物については、例年実施している廃棄薬品調査時に、個別に原因、今後の予定等を精査のうえ、廃棄処分を含めて適切な対応を行う。【対応済】	報告書 89ページ
	【意見 ２－31】 **毒劇物の残量に差異がある場合の取扱いについて** 使用簿と実際の残量とに違算が生じた場合、違算の重要性の程度によっては徹底的な原因究明を行う必要があることから、その試験試薬等の質的量的な重要性に応じて、一定以上の差異については、記録簿の記載漏れ、揮発による減損、盗難などの原因究明をすべき重要性の判断基準を設定することも一案である。	今後とも２箇月に1度の保管責任者と所属出納責任者（管理担当総括）による確認を徹底することにより、現物と帳簿上の残量に差異が生じない管理を行う。 また、残量に差異が出た場合は、量の多少に関わらず直ちにセンター長に報告し、事案に応じた原因究明の方法、規模等の指示を受けて、適切、迅速な対応を図る。【対応済】	報告書 89ページ
情報セキュリティ	【意見 ２－32】 **情報資産の管理・貸出機器について** 産業科学技術センターに設置されている各施設の研究用貸出機器に関して、利用後に研究用機器と連携し	「情報資産の特性に応じたセキュリティレベルの設定」や「セキュリティレベルに応じたバックアップ体制の構築」、「情報資産の保管期間や	報告書 90ページ

	ているパソコンに保存されているデータの保存や消去を含めた取扱いが明確にされていないため、早急に貸出機器に係る情報の取扱いを検討し、「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」（平成24年２月施行）等に反映・改正したうえで周知徹底を図ることが必要と考える。	廃棄法」などについて、要領の改正を行い、平成29年度から運用を開始する。【対応済】	
	【意見 ２－33】 **外部への情報資産の持出を防止する仕組みについて** 研究原簿は企画連携担当で出力されており（決裁を得る関係上、出力せざるをえない）、ファイリングされて、企画連携担当のキャビネットに保管されているが、特に施錠できるようなキャビネットにはなっていない。 保管スペースの関係上、施錠が可能なキャビネットに保管されていないが、情報資産の厳格な管理のためには、少なくとも夜間や執務スペースの不在時には、鍵付のキャビネット等への保管が望ましい。	鍵付きのキャビネットへの保管をすることとした。【対応済】	報告書 91ページ
	【意見 ２－34】 **情報セキュリティに関する研修について** 産業科学技術センターでは、情報資産の取扱いが重要であるため、情報セキュリティ関連の研修の定期的な開催やE-ラーニングの導入等、職員に対する教育研修が必要と考える。	国が関連する公的機関によるWebトレーニングメニューを活用し、センター職員に対しては、情報セキュリティへの意識向上を目的とする、定期的・継続的なトレーニング受講を業務として実施することとする。 【対応済】	報告書 91ページ
その他	【意見 ２－35】 **相談件数等のシステム登録について** 産業科学技術センターの業務概要（平成27年度）に記載される指導相談件数のシステム登録に関する登録内容の実在性や正確性を担保するため、システム上チェック機能を追加する、上席者の承認を得る、といった統制手続を整備することが望まれる。	平成28年度から、担当者が技術相談等の内容をシステムに登録した際に、その内容が担当総括（上席者）にメール送信されるようシステム機能を付加し、チェックできる環境を整備した。【対応済】	報告書 91ページ
	【意見 ２－36】 **磁気特性測定に係る国際認証の取得について** 当センターの世界的な中核能力と位置づけられる電磁力事業の推進による電磁応用関連産業の創出を促進するため、磁気特性測定に係る国際認証ISO/IEC17025の取得に向けた取組みを加速していく必要がある。	ISO/IEC17025の国際認証取得については、認定要件等に関する情報収集に努めるなど、取得に向けた取り組みを開始した。【対応済】	報告書 92ページ
	【意見 ２－37】 **財源確保方針の明示について** 独自財源の確保をどのような方針で実施するのかについて包括的な「基本方針」や中期業務計画における財源確保基本方針などの項で明示することで、財源確保に向けた取組みを組織の共通理解・共通認識のもとに事業として推進し財源確保を達	研究費等、外部資金獲得による財源確保については、年度当初にセンター長から職員に向けた年度運営方針説明の中で明記されている。 運用面においては、電磁力担当を中心として積極的に取り組んでいるところであり、他担当も含めより一層の取り組みを強化していくととも	報告書 92ページ

	成していくことが必要である。	に、研究成果の知的財産権化にも積極的に取り組んでいく。【対応済】	
	【意見　２－38】 **財源確保方針の明示について** 特に独自財源の確保のためには、戦略的に創出された技術シーズに基づいて知的財産権の取得を推進しつつ、産業振興につながる技術移転のための受託研究などを通じて、今後より一層積極的に外部資金を獲得していくことが非常に重要である。		報告書 92ページ
	【意見　２－39】 **技術指導等の評価について** 技術指導等の評価については、機関評価委員会による評価及び「大分県産業科学技術センター技術支援評価実施要領」に基づく内部評価を行っているところであるが、企業満足度調査結果や技術支援業務の検証結果と併せて、次年度への活用とその実行を年次PDCAサイクルとして回していくことも一案である。	技術支援業務における依頼試験・機器貸付等の利用実態や、それらに関する企業満足度調査結果（アンケート結果）を基に、その効果の検証（傾向、原因等の究明）を行い、次年度の企業支援に生かしている。 また、必要に応じて企業訪問を実施しフォローに努めるとともに、新たなニーズの掘り起こしや共同研究の可能性を調査しPDCAサイクルを回せるよう努めている。【対応済】	報告書 93ページ
	【意見　２－40】 **タクシーメーターの検査について** タクシーメーター装置検査において、センター内のＦＲ車（後輪駆動車）対応の機材による装置検査が不可能な車両については公道で実測検査を行っていることから、今後、装置検査が不可能な車両が増加していくことを考慮して、検査の方法を再検討する必要がある。	公道での検査については、施設管理者（大分土木・大分港振興室）への届出及び所管警察署（大分東警察署）への道路使用許可申請を経て実施し、当面は継続していくこととする。 今後、対象車両が増加していくことに鑑み、センター内での検査が可能となるような検査機材の検討を進めていくこととする。【対応済】	報告書 93ページ
	【意見　２－41】 **規程類の一覧管理について** 監査実施時点において、センターで施行されている規則規程類一覧表が作成されていなかった。センターにおける現行制度を網羅的かつ明瞭に整理し一覧的に表示することで、現行制度の体系的理解や業務引継ぎのみならず、情報捜索コストの削減に資すると考えられるため、網羅的に整理したうえで制定改廃時の都度、適時に更新されたい。	規定類の整備については、企画連携の担当者を決め網羅的に整備することとした。【対応済】	報告書 94ページ
	【意見　２－42】 **来所アンケートについて** 現在の来所アンケートには、来所契機の記載欄がない。当センターの存在や行われている事業がどれだけ認知度として定着しているか、どのような媒体による広報が有効か、どのような啓発活動が契機となっているかなど、情報発信や事業活動の状況の良否を評価・検証するのに一助となると考えられるため、来所アンケートに来所契機を記載する項目を設けることが望ましい。	窓口アンケートの項目に、センター来所の契機を尋ねる項目を現在設けていないので、来所契機の項目を記載するとともに、アンケート内容全般について見直しを図る。 【対応済】	報告書 94ページ
	【意見　２－43】 **来所アンケートについて**	企業訪問等による回収促進に向け	報告書

	毎年センター利用企業などを対象とした「企業満足度調査」を行ったうえでその結果を取りまとめ一定の分析がなされているが、平成26年度分の回収率は38％にとどまっている。回収率の目標を明確にするほか、回収促進のための未回答先へのお願いなどを通じた満足度向上に資する情報の収集と分析促進につなげられたい。	た取り組みを実施する。【対応済】	94ページ
(3)農林水産研究指導センター全体			
研究開発管理事務	【意見　３－１】 **実施要領や様式の見直しについて** 農林水産研究指導センター全体に共通する「大分県農林水産部試験研究評価実施要領」「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き（平成26年５月改定）」が業務実態と合っていない、または分かりづらいルールになっているため、適切に見直すことが必要と考える。	「大分県農林水産部試験研究評価実施要領」「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き（平成26年５月改定）」を業務実態に合わせて、平成28年度中に見直しを行う。【対応済】	報告書 97ページ
	【意見　３－２】 **実施要領や様式の見直しについて** 現行の「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」においては評価調書の作成時期、承認者等の具体的な規定がなく、各研究部・グループの責任者またはセンター長の承認が必要とされていないため、当該手引きの内容を見直し、承認プロセス等を明らかにするように改定することが望ましい。	「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」を見直し、評価調書の作成時期、承認者等の規定を評価会議の終了後、平成28年度中に策定する。【対応済】	報告書 98ページ
	【意見　３－３】 **緊急事案等に係る具体的な評価手続・様式に関する管理ルールの設定について** 緊急事案等に関する具体的な評価手続や必要な様式を「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」等に反映させることが必要と考える。	「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」を見直し、緊急事案等に関する具体的な評価手続や必要な様式を評価会議の終了後、平成28年度中に策定する。 【対応済】	報告書 99ページ
	【意見　３－４】 **進行管理対象となる研究テーマの判断基準の明確化について** 試験研究進行管理について、当センター各研究部及びグループでは、研究チーム毎に対象となる重点研究課題を２～３課題程度を選定し、四半期ごとの研究進行管理の報告を行うこととし、進行管理の結果については、センター長による試験研究課題の見直しや研究資源の配分、研究チーム編成の見直し等に反映されることとなる。 しかしながら、研究課題は３箇年に亘って実施されるものが多いところ、年度ごとに重点研究課題を選定することから、一度重点課題とされたものが翌年には重点課題とされ	「大分県農林水産研究指導センター試験研究進行管理実施要領」の見直しを平成28年５月に行い、重点課題以外の課題についても、所属長による進行管理を行うとともに、重点研究課題の選定基準を定めた。 【対応済】	報告書 99ページ

	ず、報告対象とならないこともあり、研究期間全体としての進行管理が必要となる。 また、重点研究課題について具体的な判断基準が示されていないことから、予算が多額な研究であるにもかかわらず、センター長による試験研究課題の見直しや研究資源の配分、研究チームの編成の見直し等ができないリスクがあるため、具体的な判断基準を設定することが望まれる。		
	【意見 ３－５】 **各研究テーマに関する統合的な管理表（年表）の作成について** 研究テーマごとに研究着手から研究成果の顛末を総合的かつ明瞭にするため、一覧性のある統合的管理表のような形で網羅的に明瞭的管理を行うことが望ましい。	研究チーム毎に研究課題に関する資料を保存していたため、保存方法が統一されておらず、研究テーマの顛末を把握しにくい状況となっていた。このため、研究課題毎に簿冊を作成し、課題の募集、選定、研究の実施、研究成果の普及の状況を一貫して管理することとした。【対応済】	報告書 99ページ
	【意見 ３－６】 **研究成果物等のデータの一元的・体系的な整理について** 研究プロセスあるいは研究成果物として保有しているドキュメント等のデータはセンター全体としては必ずしも一元的・体系的な整理がなされていない。センターの重要なナレッジとしての資産と位置づけられる研究成果物については、一元的かつインデックスや分類されたフォルダなどでの一定の体系的整理を行って、散逸または脱漏することのないように整理することで、研究情報のナレッジマネジメントに活用し、一覧性のある管理により過去情報の捜索コスト削減に資するため、成果物等のデータ管理のあり方を再検討されたい。	研究課題毎に簿冊を作成し、要望課題、事前・事後評価調書、進行管理表、普及カード等研究プロセスに関する資料を保存し、各チーム毎に保管することとした。【対応済】	報告書 100ページ
	【意見 ３－７】 **研究期間の中途における変更時の事前評価調書等の対応について** 研究期間中途での仕様変更・外部資金追加等の例外的な扱いを規定化し、所定の手続を徹底することが望まれる。また、可能な限り、事前評価調書の変更を行うべきである。	研究期間中途での変更については、「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」において、「センター長協議を要する変更」に定めており、事前評価調書を変更して理由書を添付し、センター長協議を行うこととしている。今後も、試験研究課題の変更手続きについて周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 100ページ
	【意見 ３－８】 **事前評価調書における研究開発効果の記載について** 事前評価調書や計画書には、研究開発効果として経済効果を記載することになっているが、金額として期待される経済価値が明記されていないケースが散見される。どのような研究成果に対してどのような効果や市場価値を期待できるのかが不明確となるため、原則として経済的な期待値を明記する必要がある。またその経済性アプローチの試算の一定の根拠を添付することが望ましい。	平成27年度に改正した大分県農林水産試験研究基本指針では、研究課題設定・評価において経済性（農家所得等）を評価指標とすることを明記しており、平成28年度作成の事前評価調書に経済性を記載するよう、平成28年６月に様式を定めて指示した。【対応済】	報告書 101ページ

	【意見 ３－９】 **事前・事後評価調書における実施体制欄などの様式変更について** 実施体制と研究員の年度別エフォートの計画を明示するとともに、事業費の算定額と算定基礎の対応関係をより明瞭化するため、事前評価調書（様式第１号の２）の「実施体制」「従事割合」欄は研究期間全体を年度ごとに区切って記載できるように様式の改定を行うことが望ましい。	「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」に規定する様式の事前評価調書において研究期間全体を年度毎に区切って記載できるよう、平成28年度中に様式の変更を行うこととした。【対応済】	報告書 101ページ
	【意見 ３－10】 **事前・事後評価調書における実施体制欄などの様式変更について** 事後評価調書においては事前との対比分析を確実に行い、重要な異動については必ず事実確認と原因究明の実施を徹底する必要がある。また、その実効性を担保するため、事後評価調書にも事前評価調書と同様の研究の「実施体制」の実績を明記したうえで、「事業費の計画と実績比較における重要な異動」といったコメント欄を創設するように、事後評価調書のフォームを見直すことが望ましい。	「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」には、試験研究課題変更理由書の様式を定め、必要に応じて、適宜「変更事項」の項目を追加することとしており、これを徹底するとともに、事後評価調書の様式の改正を評価会議の終了後、平成28年度中に行うこととした。 【対応済】	報告書 101ページ
	【意見 ３－11】 **進行管理調書及び事後評価調書における実績やコストの明示について** 研究推進目標に対する成果を明らかにするため、進行管理調書及び事後評価調書にはコストや成果の実績等の実績値を明確かつ詳細に記載したうえで、適切な評価を受けるべきである。	事後評価調書へのコストや成果の実績値の記載について徹底するとともに、実績値の公表が完了年の翌年になる産出額については推測値として記載出来るよう「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」を平成28年度中に見直す。 【対応済】	報告書 101ページ
	【意見 ３－12】 **研究実施内容等が変更された場合の事後評価調書の記載について** 事前評価調書に対する結果を報告するのが事後評価調書であるため、実施できなかった場合や実施が遅れている場合等、その旨を事後評価調書にコメントすることが望ましい。	「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」には、試験研究課題変更理由書の様式を定め、必要に応じて、適宜「変更事項」の項目を追加することとしており、これを徹底することとした。 【対応済】	報告書 102ページ
	【意見 ３－13】 **進行管理調書と事後評価調書の記載内容の整合性について** 数値目標が進行管理調書と事後評価調書で不整合な記載が見受けられた。	事後評価調書は、所属長の承認を受けた上で提出するよう大分県農林水産部試験研究評価実施要領の見直しを、評価会議の終了後、平成28年度中に行うともに、所属長会議等で周知徹底を図ることとした。 【対応済】	報告書 102ページ
	【意見 ３－14】 **研究テーマ目標の設定と進行管理調書における目標達成度の記載について** 品種開発が目標とされている研究テーマにおいて、交雑個体数を数値目標と設定することが研究目的を達	品種開発が目標とされているなどの評価において適正な目標設定を行うとともに達成率の根拠を示すよう試験研究進行管理実施要領を平成28年５月に見直した。【対応済】	報告書 103ページ

	成するための数値目標になりうるか疑問である。また計画の目標数値に実績が満たない状況で目標達成率が100％とされているのは適切とはいえない。		
	【意見　３－15】 **事後評価調書における研究課題別のコストの把握について** 研究課題別に事業費を詳細に把握できるようにするため、表計算ソフト等を用いてコストを集計し、予算と実績を比較することが必要である。	研究の課題別に予算と実績が比較できるよう様式を改正した。 【対応済】	報告書 103ページ
	【意見　３－16】 **研究実施体制と研究員のエフォートの明示による研究コストの明確化について** 実施体制と研究員の年度別エフォートの計画を明示するとともに、事業費の算定額と算定基礎の対応関係をより明瞭化されたい。	年度毎の実施体制や従事割合を明示できる事前・事後評価調書の改正案を評価会議に提示しており、評価会議の終了後、平成28年度中に事前・事後評価調書の様式を見直すこととした。【対応済】	報告書 103ページ
	【意見　３－17】 **事後評価調書における研究コスト及び最終到達目標に対する達成度の明確化について** 事後評価調書に各開発にかかった費用等の実績の集計がなされていなかった。センターでは事後評価調書において水道光熱費等各研究に振り分ける基準がなく公平な集計ができないと考えることから費用の実績集計を行っていない。しかし、予算を立てたのであればその結果実績としてどの程度の費用がかかったのかが、その研究を評価する上でも重要であるため、センター内で一定の基準を設けて実績の集計を行い、予算と実績の比較をすることが望ましい。	予算は根拠資料等を提示し精査して作成しているが、決算との比較ができないことから、課題ごとに水道光熱費を振り分けて予算と実績の比較ができるよう様式を改正した。 【対応済】	報告書 104ページ
	【意見　３－18】 **事後評価調書における研究コスト及び最終到達目標に対する達成度の明確化について** 研究結果が最終到達目標に照らして十分であったかどうかを判断するための一定の目安になることから、事後評価調書において、最終到達目標に対してその成果がどうであったかを十分に検討した上で、適切な記載を行うべきである。	事後評価調書を最終到達目標に対してその成果がどうであったかを十分に検討した上で正確に記載し、所属長の承認を受けるように要領等の見直しを平成28年度中に行うこととした。【対応済】	報告書 104ページ
	【意見　３－19】 **事後評価における詳細なコスト分析について** 事後評価調書において、研究課題選定の際の判断指標の１つである研究コストの把握及び研究成果との比較を行うため、研究課題別に事業費（需用費・施設整備費・賃金等）を把握できるように、表計算ソフト等を用いてコストを集計し、予算と実績を比較することが必要と考える。	需用費、賃金は研究課題毎に実績の比較ができるように様式を改正した。 施設整備費は統一的な基準に基づく地方公会計制度の導入に合わせて様式を改正する。【対応済】	報告書 105ページ

	【意見　３－20】 **事後評価における詳細なコスト分析について** 事前評価において明記された実施体制とそれに基づく職員人件費予算に対して、事後評価における実施体制が十分に明記されておらず、かつ事後の人件費実績の記載が事前の10％未満と記載されている事例があるが、明らかな記載ミスであるところ組織としてその点が見落とされてしまっている。事後においては事前との対比分析を確実に行い、重要な異動については必ず事実確認と原因究明の実施を徹底する必要がある。	重要な異動については、試験研究課題変更理由書の様式を定め、必要に応じて、適宜「変更事項」の項目を追加することとしており、これを徹底するとともに事前評価調書、事後評価調書を正確に記載し、所属長の承認を受けるように要領等の見直しを平成28年度中に行う。【対応済】	報告書 105ページ
	【意見　３－21】 **事後評価調書における実績コストの正確性・信頼性の向上について** 研究テーマごとの実際にかかった人件費等の原価計算が十分に行われていない状況では困難な側面もあるが、少なくとも事後評価調書に記載する実績コスト（事業費）の正確性・信頼性を向上させることが必要と考える。	想定コストと実績に大きな乖離がある場合にはコスト分析できるよう、事後評価調書に理由欄を設けるなど様式を整備した。 【対応済】	報告書 106ページ
	【意見　３－22】 **進行管理対象外となる研究テーマの進捗等管理について** 進行管理の対象とならない研究テーマについても、研究記録をレビュー・モニタリングし、研究プロセスや進捗状況の定期的な報告による情報の共有化と適切なコーチング等のミドルマネジメントをより発揮していくことが望まれる。	各所属が実施する課題については、全て所属長が進捗管理している。 センター長の進行管理の対象にならない課題についても所属長による進行管理を行うよう、平成28年５月に「大分県農林水産研究指導センター試験研究進行管理実施要領」の見直しを行った。【対応済】	報告書 107ページ
	【意見　３－23】 **研究途上におけるプロセス・進捗管理方法の統一化と文書化の充実について** 農林水産研究指導センター全体の研究途上における評価の均質化や業務の効率化等の観点から、研究途上における評価制度を再整理し、統一的な方法による制度を導入することを検討すべきである。また、その際には規定化の要否の検討も併せて実施することが望ましい。なお、月次での気づきやチームから出た意見や議論の状況が記録されていないため、今後は適切に記録・保存しておくことが望ましい。	各研究部とも、研究途上における研究課題について試験設計方法の見直しや評価を実施していることから、進行管理実施要領を平成28年５月に改正して、研究成果全体の進捗管理を行うこととした。 また、見直しや評価を行う場合には記録を残すよう指導を徹底した。 【対応済】	報告書 108ページ
	【意見　３－24】 **研究途上におけるプロセス・進捗管理方法の統一化と文書化の充実について** 水産研究部（上浦）で実施されている既存課題の研究途上における評価（所内検討会）は独自の制度であるが、畜産研究部（久住）においても類似の検討会が実施されている。農林水産研究指導センター全体に、この研究途上における評価制度を拡	既に全所属で研究途上における評価（成績検討会）は行っている。 また、評価（成績検討会）の開催状況についても、センター本部への通知等により確認している。 【対応済】	報告書 108ページ

大することを検討すべきである。また、その際には規定化の要否の検討も併せて実施することが望ましい。		
【意見 3－25】 **事後評価の有効利用について** 評価点数について、その後の類似の研究課題への反映等、評価結果をフィードバックする仕組みを構築することが望まれる。	3年間の試験研究で得られた成果をさらに活用して課題を継続する（その後の類似の研究課題）場合、事後評価を参考にして事前評価調書を作成して評価を受けているところであるが、加えて事前評価調書に背景と問題の所在として、それまでの評価内容を明記し、評価結果をフィードバックする仕組みとした。【対応済】	報告書 109ページ
【意見 3－26】 **普及活動調査の実施について** 制度上、普及状況調査は平成23年度以降に完了した課題からが対象となっており、それ以前の課題については調査が必ずしも行われていない。制度開始前後にかかわらず成果の迅速な普及が目的として掲げられていることから、過去に実施された課題についても重要度等を考慮し、普及状況調査実施の有無について検討すべきであったと考える。	制度開始以前の研究成果の普及状況調査について検討した結果、以前に実施した課題については、平成23年度に平成22年度完了課題まで普及状況を含む研究成果の検証を行っているので、普及状況は把握できていると考えている。【対応済】	報告書 109ページ
【意見 3－27】 **普及活動調査結果の研究課題設定へのフィードバックについて** 普及状況調査の結果を新規課題の設定にフィードバックし、普及の実現可能性・広範性についても十分に考慮した上で研究課題を設定すべきである。	研究課題の設定においては、現地移転した技術の改善要望を含めて普及現場からの様々な意見を取り入れているところであり、今後も、普及指導員と一層連携しながら、普及の実現可能性・広範性等について十分考慮した課題設定を行う。【対応済】	報告書 110ページ
【意見 3－28】 **普及・追跡調査の効率的かつ組織的な実施と情報共有について** 各研究部・グループにおいて、研究終了後の普及進行管理や普及状況を追跡することは研究を行う前提として重要であるが、普及活動・追跡調査については広域普及指導員等が実施したうえで、各研究部・グループに情報共有する等、役割を分担することで重複をなくし、効率化を検討することが望ましい。	普及活動・追跡調査については直接、現地の普及組織に依頼を行い、重複を無くし効率化を図ることとした。 なお、結果については広域普及指導員や関係部署と共有する。【対応済】	報告書 110ページ
【意見 3－29】 **研究成果と普及指導計画書との対応関係の明確化について** 現在の広域普及指導員が作成する「普及指導計画書」は、課題名が必ずしも研究成果の名称と一致しないため、研究成果に対応する普及指導計画を端的に表現しているものではない。研究を実施した顛末管理のため、研究成果と普及指導計画書との対応関係をより明確に図られたい。	普及指導計画書の様式の一部見直し等により、研究課題を表示して対応関係を明確にすることとし、平成29年度の普及指導計画書から実施することとした。【対応済】	報告書 111ページ
【意見 3－30】 **普及・追跡調査の実施期間について** 研究成果の内容ごとに効果の波及スピードや発現期間などは一様でないため、各研究成果に応じて普及状況調査の実施時期や実施期間等を定めることが望ましい。現行の年限において実施する場合も、調査方法や普及状況等を考慮し、より柔軟に対応する方が成果の技術移転や価値形成に資すると考えられるため、今後の普及状況調査のあり方について再検討されたい。	研究成果の普及状況を把握するため、「普及カード」作成後2年目と4年目に調査を行っていたが、平成27年11月に「「普及カード」の取扱い要領」を制定し、明文化した。 さらに、平成28年10月に、調査の延長について4年目の調査結果により判断するよう要領の改定を行なった。【対応済】	報告書 111ページ
【意見 3－31】 **普及カード対象外となる研究成果の顛末管理について** 現在は普及カードの対象となる研究成果のみについて、制度的に普及状況調査の対象としているが、研究成果が得られたものの普及や価値形成の必要性は課題化した研究全てに当てはまることであり、原則として全ての研究テーマを対象として普及等の追跡調査を実施することが望ましいので再検討されたい。	終了した研究課題は原則普及カードを作成することとしているが、基礎研究課題等は普及カードの作成ができない。これらの課題は、次の研究課題などへの応用がなされるため事前評価調書の添付資料や試験設計書のこれまでに得られた成果の記載欄に課題名を記載することで、その普及状況を判断する【対応済】	報告書 112ページ
【意見 3－32】 **普及カードの確実な公表について** 果樹グループの平成25年度に作成された「普及カード」がホームページ上で公表されていなかった（最終更新日時は平成25年12月26日）。普及カードは広く県民に対して周知する目的で、ホームページ上で開示すべきものと位置づけられているため、普及カード作成後は速やかにホームページ上で公表することが望ましい。	ホームページでの公表を行った。【対応済】	報告書 112ページ
【意見 3－33】 **日常的な研究記録（野帳等日報）のレビューについて** 研究員の日常的な日誌や野帳などの日常的な研究記録は、日々担当総括等によってレビューや確認は行われているとのことであるが、レビューの証跡が残されていないため、頻度については必ずしも確認できない状態である。一定のスパン、例えば週次サイクルなどでレビュー・モニタリングすることで、適時に問題点や課題の共有・解決、コーチングなどに活かし、実効性のあるミドルマネジメントとなることが期待される。なお、担当総括など上席者がレビューした場合、押印またはレビューサインを証跡として残されたい。	実験ノート（調査野帳）の管理については、H26年の第2回企画調整会議において、チームとして管理することを確認しているところであり、この取扱いを再度周知徹底した。【対応済】	報告書 113ページ
【意見 3－34】 **月次報告会等の議事録作成について** 研究の月次報告会で各研究内容の進捗管理等が行われているが、口頭のみの協議であり議事録が残されていない。 花きグループ等では各研究の内容の進捗管理等のため月次報告会が開かれており、報告会では、各研究の方向性や、研究内容にかかる重要な決定等も行われる。	重要事項の検討、変更については「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」において、各研究部長、グループ長が変更理由書を添付のうえ、センター長に提出し協議を行うこととしている。 センター本部で作成する会議結果報告を協議した研究部と共有することで議事録とすることとした。【対応済】	報告書 113ページ

		研究の結果が思わしくない場合に議事録が残っていないと、何が問題であったのか振り返ることが難しい等の問題点が生じることからも、各研究の方向性の決定等、重要な事項については議事録に残すことが望ましい。		
		【意見 ３－35】 **研究の継続に関する検討会の議事録作成について** 研究テーマの継続に関して、検討会における議事録が作成されておらず、どのような意見が出されたのか、継続に関して誰が承認したのか等の記録が残っていないため、意思決定過程が不明確である。今後は、議事録を作成・保管することが望ましい。	研究テーマの継続に関しては、「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」において、センター長協議を要する変更の②試験研究期間の延長又は短縮に該当する。センター長協議の内容については、センター本部で会議結果報告を作成するため、今後は協議を行った研究部と会議結果報告の共有化を行うこととした。【対応済】	報告書 113ページ
		【意見 ３－36】 **長期研究課題の実績コストの明示について** 長期研究課題については、事後評価調書が作成されていないことから、当該研究課題に対するコスト実績額が報告事項として明示されないため、研究の費用対効果を年度データ及び過去との対比データとして挙証できるよう、年度毎の研究成績発表資料に併せて明記されることが望ましい。	長期研究課題はその継続について３年ごとにセンター長協議することとしている。センター長協議の資料に過去３年の試験研究予算を記載することとした。【対応済】	報告書 114ページ
		【意見 ３－37】 **長期研究課題のＰＤＣＡについて** 長期研究課題については、単年度ごとの研究事業成果をまとめて報告することにとどまっており、どのようなミッション、ビジョンやプランのもとにアクションが行われ、どのような成果がもたらされたのかというＰＤＣＡが端的には分かりづらい。中長期的なミッションやビジョンと当年度の研究活動のマイルストーンとしての評価や、年度の事業計画と活動実績との対比などの関係を分かりやすく明示して研究成果を表現することが望ましい。	長期研究課題についても研究課題毎に簿冊を作成し、「事前評価調書」、「進行管理調書」、「試験設計書（単年度毎）」、「成績概要書（単年度毎）」等を一連に保管するとともに、試験の目的や全体計画と、年度の事業計画や活動実績との対比などの関係を単年度の試験設計書に明示して試験研究を継続的に改善していく。 【対応済】	報告書 114ページ
	収納事務	【意見 ３－38】 **知的財産権の実施許諾料算定に関する規程化について** 知的財産権の実施許諾料については、算定基準が規程等として明文化されておらず、実施価値等に基づく弾力的な実施料設定判断を行うプロセスが存在しないことから、当該算定プロセスや根拠がより明確となるように「実施料算定基準」などによって規程化を図られたい。	知的財産権（特許、品種）の許諾料の算定については、平成28年４月に特許等の実施許諾要領等の見直しを行い、当該発明等と類似する発明許諾料等を参考として、実施料算定説明書に算定基準を明記することとした。 【対応済】	報告書 115ページ
		【意見 ３－39】 **知的財産権の権利侵害調査等について** 知的財産権の排他的権利価値及びそれに基づく実施料収入を損なうことのないようにするために、知的財産権の取得後は一定期間ごとに権利侵害調査を行うことが必要であるが実施されていない。その実施主体や頻度、権利侵害対策や侵害調査の対象や方法を明確にするために要領等で定めたうえで、定期的に権利侵害調査を行う必要がある。	技術移転ポリシー７の侵害対策に基づき、権利侵害調査については情報が入った場合には関係機関と実施方法の検討を図りながら随時調査を実施している。 今後もコストを考慮し、情報が入り次第技術移転ポリシー７の記載及びパテントポリシーに基づき調査を実施する。【対応済】	報告書 115ページ
	情報セキュリティ	【意見 ３－40】 **外部への情報資産の持出を防止する仕組みについて** 調査データを野帳や帳票等の紙ベースで保存する場合は、情報資産の重要性に鑑みて鍵つきのキャビネット等に保管することが望ましい。また、野帳や帳票は必要に応じて、保存・廃棄を検討すべきである。 さらに、現状では所属ごとにセキュリティ管理を行っている。研究に係る財産保護のためにも機械警備の導入や監視カメラの設置等、各所属に即したセキュリティの強化を検討することが望ましい。	「情報セキュリティーの確保及び情報資産管理等に関する要領」を定め、データや調査野帳を鍵つきキャビネットに保存するなど適正な管理について定めた。 機械警備は既に導入しているが、監視カメラは機械警備並みの財産保護を見込めないので、重ねて設置する効果は低いと考えている。 今後、研究実施において必要となった場合は、監視カメラの設置を検討する。【対応済】	報告書 116ページ
		【意見 ３－41】 **情報セキュリティに関する研修について** 情報セキュリティ対策として研修を定期的・継続的に実施し、かつ実務に踏み込んだ内容の研修を行うことで、更なる情報資産管理の徹底を図ることが望ましい。なお、研修の開催状況を事後的に確認できるようにするため、議事録等の記録を残すことが望ましい。	情報政策課主催のセキュリティ研修会等に積極的に参加を促すと共に、研修内容について、各所属毎に研究員への周知徹底を図り、その内容を保存することとした。【対応済】	報告書 117ページ
		【意見 ３－42】 **農林水産研究指導センター固有の情報セキュリティポリシーの設定について** 農林水産研究指導センターでは、現場ニーズに即した試験研究課題や分野を超えた研究課題に取組むと共に共同研究・知的財産取得・活用等を行っており、重要な情報資産を取り扱っている。 また、「大分県農業気象情報ネットワークシステム」の管理責任は、農林水産研究指導センターが負っていることから、過去の調査データの保存や調査研究テーマに関する情報管理の取扱いや運用が重要となる。 このため、業務内容・特性を踏まえた情報資産の取扱いに関するセキュリティポリシーの設定を検討することが望ましい。	大分県セキュリティ対策基準及び大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程を基本に、当センターの実態に合わせたセキュリティポリシーを平成28年５月25日に策定したので、運用等について関係所属に周知徹底を図った。【対応済】	報告書 117ページ
	その他	【意見 ３－43】 **アクションプラン上のＫＰＩ指標の連続性について** 一度設定したＫＰＩ指標は継続したうえで、連続した年度で比較を行うか、それが難しい場合でも数年間（中期的）の連続した比較が出来るような見せ方を工夫する必要がある	アクションプランを発行する４月には農林水産統計の最新データが２年前となるため、連続した年で比較することができないことから、28年度からはアクションプランを補足する目標管理シートに１年前のデータを記載することとし、達成度を明確	報告書 118ページ

	と考える。	化した。【対応済】	
	【意見 ３－44】 **進行管理におけるアクションプランの詳細な記載について** 進行管理調書上、目標未達項目について未達成原因の分析・究明に関する記載及び研究の最終年度に向けた具体的なアクションプランの記載がない。実際には具体的な方向性やアクションプランの議論は実施されているとのことであるため、その内容を適切に記録しておくことが望ましい。	目標未達項目のある試験研究については、進行管理調書において未達成原因の分析・究明や試験設計（アクションプラン）を記載するよう周知徹底を図った。 【対応済】	報告書 118ページ
(4)農林水産研究指導センター農業研究部			
支出事務	【意見 ４－１】 **リース契約機器に係る使用頻度及びコストの把握について** リース契約について、その使用頻度やコストを毎期把握し、その契約内容等について見直すことが望ましい。	指摘された「残留農薬分析装置」についてはH28.8.31でリース契約が満了した。 今後の機器（備品）の導入に当たっては、導入時に使用頻度とコストとを勘案し、費用対効果が見合わない機器については、業務の委託を検討することとした。 また、リース契約による機器の導入の際には、業務委託の検討結果を明記した書面を作成することとした。【対応済】	報告書 128ページ
	【意見 ４－２】 **リース契約伺い起案書の決裁日について** 細霧冷房装置一式のリース契約伺いの起案書の決裁日はペン書きすることが望ましい。	起案書の決裁日のペン書きによる記入について、職員各自による文書決裁・施行時の確認を徹底する他、文書取扱主任、文書取扱副主任によるチェック（簿冊の確認等）を行い再発防止に努める。 全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修や機関誌「Network」等においても周知を行う。【対応済】	報告書 129ページ
委託契約事務	【意見 ４－３】 **請負工事契約（随意契約）にかかる見積書の徴求について** 契約締結にあたり２社から見積書の提出を依頼しているが、その選定根拠が不明なものが見受けられた。随意契約はあくまで契約方法の例外であり、見積書提出依頼先の選定根拠について示すことが必要である。	随意契約においても、起工伺いの際に、指名競争入札に準じて、見積業者の選定根拠を明記することとした。【対応済】	報告書 129ページ
	【意見 ４－４】 **機器等の取得方法について** 機器等の取得にあたっては、購入にするかリースにするかを採算等の観点で判定すべきであり、予算上の都合のみで無条件にリース契約とすることのないよう、事前の協議を行うことが必要と考える。また、判定の根拠について記録することが必要である。	機器等の取得にあたっての事前の協議として、「中期的な備品購入計画」の策定・見直し時に、購入によるかリースによるかの協議・判定プロセスを追加し、判定の根拠等を記録することとした。【対応済】	報告書 129ページ
	【意見 ４－５】		

	庁舎清掃について 現在は単年契約で清掃業務の委託を行っているが、清掃業務は毎年継続して行われることを考慮すれば、毎年業者を選定することは事務手続として煩雑と考える。業者が年度ごとに交代すれば、引継ぎや業務に慣れるまでにある程度時間を要することも考えられることから、清掃業務委託については長期継続契約への移行を検討することが望ましい。	平成28年度の庁舎清掃委託契約から長期継続契約とした。【対応済】	報告書 130ページ
財産の管理事務	【意見 ４－６】 **備品管理について** 農業研究部（豊後大野市三重町）では県の監査等がある場合を除き、備品の現物確認が定期的に実施されておらず、備品が盗難にあっても長期にわたり発見されない可能性があることから、定期的な備品の現物確認が必要と考える。	50万円以上の備品について、備品の保管場所を台帳に明記し、保管場所ごとに責任者を置くとともに、毎年、夏期及び年末の年２回、各責任者及び管理担当による備品の現地、現物確認を行うこととした。 【対応済】	報告書 130ページ
毒劇物等の管理事務	【意見 ４－７】 **毒劇物保管場所の鍵の管理について** 毒劇物の持出し等による紛失リスクを低減するため、鍵の保管責任者を明確化して、研究員が毒劇物を利用する際、研究等に利用する職員以外の牽制機能が働くような仕組みを作る必要がある。	利用者以外の職員に対する牽制が働くよう、関係チームリーダーを鍵の保管責任者とすることとした。 【対応済】	報告書 131ページ
	【意見 ４－８】 **毒劇物の棚卸資料の保存の徹底について** 「実地棚卸表」など棚卸の実施に関する一連の資料を保存することが望ましい。	毒劇物の棚卸しの際にその結果を記録した「毒劇物確認表」を作成し保存することとした。【対応済】	報告書 131ページ
	【意見 ４－９】 **毒劇物使用簿への記載の徹底について** 毒劇物使用簿は適切な利用による払い出しであることを説明するための重要な資料であるため、利用者は毒劇物使用簿に、使用日、使用量、使用内容、使用者による押印を都度記載することを徹底する必要がある。	「毒物、劇物の適正な取扱いについて」（平成28年10月11日付け用管第1040号）に基づき、毒劇物利用の際に、利用者が毒劇物使用簿に、使用日、使用量、使用内容及び使用者による押印を都度記載することを徹底する。 また、チームリーダー及び管理担当によるチェックを定期的（四半期に１回の年４回）に実施することとした。【対応済】	報告書 131ページ
	【意見 ４－10】 **毒劇物の取扱いに関する管理規程の策定について** 農業研究部の現状にあった毒劇物の保管に関する規程を制定し、明文化することが望ましい。	農業研究部の事情にあった毒劇物の取扱いや保管ルールを明文化した「農林水産研究指導センター農業研究部毒劇物取扱マニュアル」を平成28年6月16日付けで策定した。 【対応済】	報告書 132ページ
(5)農林水産研究指導センター畜産研究部			
委託契約事務	【結果 ５－１】 **収受印の押印について** 清掃委託業務契約及び給水装置保守点検委託業務において、業者から	業者からの完了届に収受印を押印した。 文書管理事務等の知識の不足が主	報告書 137ページ

	の完了届に畜産研究部の収受印の押し漏れが発見された。	な原因により発生した事案であるため、担当班総括による複層的なチェックを行い再発防止を徹底した。 全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修や機関誌「Network」等においても周知を行う。【対応済】	
財産の管理事務	【結果 ５－２】 **備品シールの貼付について** 県が新たに備品管理システムを導入したことに伴い、備品シールの貼り替えを行う必要があるが、貼り替え漏れがあった。	貼り替え漏れのあった備品シールについて貼り替えを行った。担当職員のみで貼り替え作業を行った結果、漏れがあったため、班全体で業務をカバーすることで再発防止を徹底した。【対応済】	報告書 138ページ
その他	【結果 ５－３】 **耐震補強工事に係る資本的支出の登録について** 建物明細台帳に登録されている本館庁舎について履歴台帳を確認したところ、平成21年12月に実施された耐震補強工事費41,883千円を建物価格に加算登録する必要があるが、その登録手続がもれていた。国の取扱いに準じた平成13年12月の用管第419号「耐震補強工事の県有財産台帳への登載について（通知）」が遵守されておらず、早急に必要な登録を行い補完されたい。	耐震工事費41,883千円を県有財産台帳の建物価格に加算登録した。【対応済】	報告書 138ページ
	【結果 ５－４】 **行政財産使用料免除に係る起案書の決裁日・施行日について** 大分県職員消費生活協同組合のジュース自動販売機の設置に係る行政財産使用料の免除についての起案書が平成27年3月31日に起案されているが、当該起案書に決裁日と施行日が記載されていなかった。それらが行われた事実を明瞭化するため、確実に記載されたい。	当該起案書に決裁日・施行日を記載した。 文書管理事務等の知識の不足が主な原因により発生した事案であるため、担当班総括による複層的なチェックを行い再発防止を徹底した。 全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修や機関誌「Network」等においても周知を行う。【対応済】	報告書 138ページ
研究開発管理事務	【意見 ５－１】 **目標指標設定の方法について** 研究テーマ計画段階における価値創出に関する目標指標の設定に当たっては、より成果の実情にマッチした目標指標を設定することが望ましい。例えば、「おおいた冠地どりシャポン」の開発における目標指標について、シャポンの生産羽数やマーケットシェアによる付加価値の創出についても、関係者と協議し目標指標を設定することが望まれる。	「おおいた冠地どりシャポン」については、現在研究途中であり、長期的な目標指標の設定は困難なため、平成28年度は実需者や関係機関と協議し、試験生産目標を100羽として設定した。【対応済】	報告書 139ページ
収納事務	【意見 ５－２】 **豚凍結精液の単価設定について** 豚凍結精液受託製造に係る県外価格の積算について、算式の根拠及びプロセスをより明確化するとともに、民間等の価格を斟酌し、客観性を具備したうえで適切に承認されることが望まれる。 価格の設定について、起案書により承認を得る体制となっていることから、起案の内容について関係者が十分に内容を検討したうえで承認を行う運用を図っていく必要がある。	豚凍結精液受託製造に係る県外価格の積算について、１セットあたり約3,300円となる。 併せて、国内で唯一同様に凍結精液を受託製造している広大ベンチャーの価格は１セット単価としては3,300円であり客観的にも適正な価格と思われる。 価格については、部内に設置した「牛凍結精液譲渡価格検討委員会」で承認を受けた上で決定する仕組みを設けた。【対応済】	報告書 139ページ
	【意見 ５－３】 **牛凍結精液価格の積算について** 牛凍結精液の価格について、平成22年度までは手数料規程により一律料金としていたが、平成23年度からは生産物売払収入として取り扱うことになったことから、凍結精液製造に係る所要経費を洗い出し、積算額を算定している。 しかしながら、単価算定の際に使用する年間販売本数は年々減少していることから、単価は高くなることが想定されるにもかかわらず、単価の変更は行なわれてない。 現在の年間販売本数は平成22年度の約半数となっており、単価算定に与える影響は大きくなることから、他県の価格状況等も斟酌し、単価について検討することが望まれる。	今後の凍結精液譲渡価格は、部内に設置した「牛凍結精液譲渡価格検討委員会」で、これまでの経緯、他県の状況及び生産者の負担等を考慮し決定する。決定された譲渡価格は精液保管団体会議において公表する。【対応済】	報告書 139ページ
	【意見 ５－４】 **物品売却に係る事務手続きについて** 畜産研究部では起案書と物品売却調書と同内容を重複して決議していることから、事務処理の効率性を害している。 今後は、現在の起案書の内容を不用決定調書や物品売却調書に含め、事務処理の効率化を図ることも有用である。	今後は、不要決定について、物品売却調書により、該当チームにも稟議し、チームの売却伺いの起案を行わないなど、事務処理の効率化を図ることとした。【対応済】	報告書 140ページ
	【意見 ５－５】 **現金出納管理について** 畜産研究部では現金出納表についての出納員の決裁印が押印されていない事例が発見された。 畜産研究部では現金を取り扱うことは殆どないが、現金残高が発生した場合に現金の管理が十分に行われていなければ現金の横領や紛失等のリスクが高くなる。 現金は不正や誤謬が発生しやすい性質であることから、日々の帳簿残高と実際有高を照合した結果として、金種表等を利用し証跡を残しておくことが望まれる。	平成26年度以降、現金残高が発生したことはないが、現金残高が発生した場合は、現金を収受した際の領収書と現金出納表の金額を照合することで、証跡を残すこととした。【対応済】	報告書 140ページ
支出事務	【意見 ５－６】 **物品購入伺いの取り扱いについて** 用品取扱い要領では、予定価格50万円以上の物品は用度管財課において調達することになっており、220万円のホイールローダーの購入についても、用度管財課において適切に調達されている。 しかし、畜産研究部から用度管財課に調達事務を依頼するための物品調達伺いに添付される参考見積りにおいて、うち１者の見積書が物品購入伺いの起案日後にFAXで入手されていた。100万円以上の物品購入においては２者以上の見積りが必要と	今後は、２者以上の見積もりの入手を徹底する。 職員向けのマニュアルの知識不足が主な原因による事案であるため、班総括による複層的なチェックを行うことで再発防止を徹底した。【対応済】	報告書 140ページ

	なるため、今後、起案前における２者以上の見積り入手を徹底する必要がある。		
	【意見 ５－７】 **原材料費について** 畜産研究部では、職員独自で修繕等を行うための材料購入を原材料費としている。しかし、原材料費の予算を超えた場合は、その他需用費等で購入している場合（例.生コンクリートの購入）もあり、原材料費に割り当てられた予算が形骸化している。 また、原材料費であれば、原材料出納簿を作成する必要があるが、消耗品では出納簿の作成は要求されていないため、その他需用費として処理した原材料は出納簿に記載されないこととなる。 これらは、原材料費に計上されるものの定義があいまいとなっていることが要因と考えられる。したがって、どのようなものが原材料費に該当するかの、畜産研究部での明確なルール作りが必要と考える。	原材料費と需用費を混在して支出していたことから、今後は職員自らが工作や修繕するために購入するものについては、原材料費で支出するよう徹底する。【対応済】	報告書 141ページ
委託契約事務	【意見 ５－８】 **長期継続契約について** バイオ研究棟変電設備保守管理委託は、長期継続契約の対象であったが、それを示す根拠が伺い書に示されてなかったので、記載することが望ましい。	今後は長期継続契約の対象である根拠を、伺い書に記載する。 会計処理の知識不足が主な原因により発生した事案であり、班総括による複層的なチェックを行うなど、再発防止を徹底した。【対応済】	報告書 141ページ
財産の管理事務	【意見 ５－９】 **家族用宿舎の取扱いについて** 施設内で現在使われていない家族用宿舎について、今後の取扱の方向性を定めることが望ましい。	家族用宿舎については、道路事情の改善等により今後も職員の宿舎としての活用が見込めない。また、売却して不特定多数の者に使用させると家畜への伝染病感染のおそれがある。特に、伝染力の極めて強い家畜法定伝染病（口蹄疫）等に感染した場合は、県の重要な財産である種雄牛は殺処分され、豊後牛の遺伝子が途絶えるなど、生産者などに与える影響は甚大である。 このため、今後家族用宿舎の取り壊しについて検討する。【対応済】	報告書 141ページ
	【意見 ５－10】 **備品管理について** 台帳に基づき備品を管理していくのであれば、台帳の記載内容が事実と合致していることが前提となる。それゆえ台帳への記載は正確に行うことが必要である。 また、定期的に備品の現物確認を行うよう、用度管財課と各試験研究機関とが連携して現物確認の方針を確立し実施していくことが必要である。	用度管財課と各試験研究機関とが連携して、現物確認の方針を検討する。 備品の所在する各施設名や部屋名を入力したデータベースを作成し、定期的に現物確認を行う。【対応済】	報告書 141ページ
毒物及び劇物等の管理事務	【意見 ５－11】 **利用予定のない毒劇物について** 畜産研究部（竹田市久住町）における毒劇物使用簿及び毒劇物出納帳を閲覧したところ、数年にわたり利用されていない毒劇物が見受けられた。毒劇物の保有は紛失した場合等の相対的なリスクが高い物品であるため、使用予定を定期的に確認したうえで今後も使用予定のない毒劇物は随時除却することが望ましい。	使用予定のない毒劇物は、廃棄処分した。 今後は、「毒物、劇物の適正な取扱いについて」（平成28年10月11日付け用管第1040号）に従い、適正な処理を徹底する。【対応済】	報告書 142ページ
その他	【意見 ５－12】 **建物の耐震化について** 牛舎等の建物のうち、いわゆる新耐震前に建築されたもので県の耐震化の一定の要件に該当する建物について、人が常時出入りしない場合は耐震化の対象外としているが、牛舎等には研究や事業上で重要な交配用の牛を保管しており「重要な県有資産の保全」という観点からは耐震化を行うことも一考の余地がある。	施設整備課等と施設の耐震診断や耐震化の必要性について協議し、対策を検討した。 種雄牛などの研究や事業上で重要な交配用牛等については、既に耐震基準後に建築された牛舎等に保管されており保全は行えているが、耐震基準以前の牛舎については、立て替えを検討している。【対応済】	報告書 142ページ
	【意見 ５－13】 **旧赤川試験地の有効活用について** 旧赤川試験地の建物及び工作物については、取壊しを行って、牧草地や試験圃場として有効活用することなど検討余地があるため、継続的に検討されたい。	建物以外の牧草地については、九州大学に放牧地として有償で貸付けることで有効活用されている。 建物等については、老朽化し、九州大学に貸し付けた敷地内に点在するため今後も活用は望めない。このため、今後建物等の取り壊しについて検討する。【対応済】	報告書 143ページ
(6)農林水産研究指導センター林業研究部			
支出事務	【結果 ６－１】 **支払負担行為決議書の決裁日について** 支払負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日が記載されておらず、組織として意思決定された日付が不明であった。	決裁日の記載漏れが生じないよう、職員に徹底するとともに、漏れがないか複数の目で確認する。 全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修や機関誌「Network」等においても周知を行う。【対応済】	報告書 148ページ
	【結果 ６－２】 **起案書の決裁日について** 起案書の決裁日付が未記入となっていた。	決裁日の記載漏れが生じないよう、職員に徹底するとともに、漏れがないか複数の目で確認する。 全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修や機関誌「Network」等においても周知を行う。【対応済】	報告書 148ページ
財産の管理事務	【結果 ６－３】 **備品シールの貼付について** きのこグループにおける備品の現物を確認したところ、旧形式のシールのままとなっているが、実物の実在性と網羅性の確認のため、全ての備品に備品管理システムから出力された備品シールを漏れなく貼付することが必要である。	指摘どおり新しいシールを添付した。 また全ての備品に備品シールを漏れなく貼付けするよう周知徹底を行った。【対応済】	報告書 149ページ
	【結果 ６－４】 **耐震補強工事に係る資本的支出の登録について** 建物明細台帳に登録されている庁	平成20年度耐震補強工事に伴う価格増加額4,378,500円について、台帳価格の増加修正を実施した。	報告書 149ページ

	舎（明細番号0001、昭和46年10月取得）について履歴台帳を確認したところ、平成20年度に実施された耐震補強工事費を建物価格に加算登録する必要があるが、その登録手続がもれていた。国の取扱いに準じた平成13年12月の用管第419号「耐震補強工事の県有財産台帳への登載について（通知）」が遵守されておらず、早急に必要な登録を行い補完されたい。	【対応済】	
	【結果　６－５】 **建物所在地の登録について** 天瀬試験地の管理小屋倉庫（明細番号0013、昭和49年7月取得）は所在地が日田市天瀬であるべきところ、林業研究部所在地である日田市大字有田で登録されていた。正しい所在地に変更入力されたい。	天瀬試験地の土地の住所について、台帳標記を訂正した。【対応済】	報告書 150ページ
	【結果　６－６】 **実在しない工作物の廃棄処理について** 工作物明細台帳に登録されているルームエアコン（明細0032、昭和54年８月取得）は、冷凍機室と同時に取得されているため冷凍機室に現物確認を行ったところ現物は存在せず、他に転用した事実も存在しないことから既に除却したと推定される。減少手続のもれであり、早期に必要な手続を実施されたい。	ルームエアコンについて除却手続きを行った。 全庁的な対応としては、「県有財産管理システム操作研修」を実施し周知を行う。【対応済】	報告書 150ページ
研究開発管理事務	【意見　６－１】 **研究テーマの源泉となるニーズの収集について** よりニーズに直結した研究の要望課題収集のため、意見交換や情報交換の場としての対外的な協議会等を定期的に開催することが望ましい。	生産者等を対象とした研究発表会を毎年実施しており、この場において生産者との意見交換等を通じてニーズを把握している。【対応済】	報告書 151ページ
	【意見　６－２】 **普及状況調査について** 普及業務は振興局が担っているため、研究員がたまたま実施した普及活動内容や振興局が実施している普及活動等が林業研究部（日田）では詳細には把握されていなかった。普及促進のための重点施策や普及対象が曖昧になってしまうおそれがあるため、振興局が行う普及活動の結果についても、定期的に報告を受けるような仕組みを検討することが望ましい。	林務管理課に配置した「広域普及指導員」が振興局の普及指導員が行った普及活動を集約化し、定期的に研究員と共有する仕組みを設定した。【対応済】	報告書 151ページ
	【意見　６－３】 **普及活動記録全体の統合管理について** 各振興局の普及指導員の普及活動記録と研究員の技術移転活動記録を共有化・集約化し、研究成果ごとの技術移転状況の全てを集約した情報として疎明できるようにするため、それらの全体を集約して編綴したうえで統合した技術移転活動実績の総括表を作成することが望ましい。	林業普及事業において、研究成果の現地実証等を行い森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及は重要な役割である。 事業を効率的に行うため、技術移転活動実績の総括票を作成した。【対応済】	報告書 152ページ
収納事務	【意見　６－４】 **現金管理について** 現金及び釣銭資金の管理について、日々の現金出納表や釣銭資金整理簿と現金の実際有高を照合していることの証跡を残すことが望まれる。	釣銭現金残高について、日々これを確認し、確認簿に確認者が押印することとした。【対応済】	報告書 152ページ
支出事務	【意見　６－５】 **復命書の復命完了日の記載について** 研修で得た知識をタイムリーに他研究員へ共有することが復命書を回覧する本来の趣旨であり、復命書の復命完了日の記載を行うことで、復命完了日を意識させ、回覧のスピードアップ化を図ることが望まれる。	研修等の復命については、その成果、情報を速やかに研究部内で共有するため、帰着後直ちに回覧等の処理を行うよう、職員に徹底した。【対応済】	報告書 152ページ
	【意見　６－６】 **役務の提供確認について** ボイラー他受検整備について整備・保守等の役務の提供を受けたのであれば、現場確認や先方からの報告書によって役務の提供を受けたことを確認して、支払手続き等を実施することが望ましい。	役務費の執行に当たっては、翌年度以降担当者が変わった場合にもスムーズな処理が行われるよう、支払時に役務の内容が確認できる報告書等を添付することとした。【対応済】	報告書 153ページ
委託契約事務	【意見　６－７】 **起案書の決裁日について** シイタケ駒打ちの業務委託の起案書について記載されている決裁日と実際の決裁日が異なっていた。本来ならば起案書内の決裁日には決裁者（農林水産研究指導センター農業研究部部長）の決裁がおりた日付を記入すべきであり、適切に手続きを行ったことを示すため、正しく決裁日を残すことが望ましい。	起案書の決裁日欄には、決裁権者の決裁がおりた日付けを記入するよう徹底する。 全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修や機関誌「Network」等においても周知を行う。【対応済】	報告書 153ページ
財産の管理事務	【意見　６－８】 **建物火災保険の付保状況について** 「県有物件災害保険付保事務取扱要領について」において県有物件を火災等による不測の災害から守るために建物共済加入による管理対策を行う中で、一般庁舎については構造上火災の危険性が比較的少ないものと認められるため原則として付保しないものとしている。しかしながら、試験研究機関の研究棟を兼ねている一般庁舎は、研究施設として過去からの重要な歴史的なノウハウと知見の積み重ねが文書や成果物として蓄積されており、極めて重要な財産として保全する必要性を重要視することも必要ではないかと思われる。 そのため、万が一火災等が発生した場合の損害などのリスクと付保によるコストとを十分に比較考量した上で付保するかどうかの判断をする必要がある。	研究棟の一部を兼ねている林業研究部本庁舎は、現状の研究内容では火気を取り扱う可能性がないことから、建物火災保険の付保については一般庁舎に準じた取り扱いとしている。今後の新たな試験研究課題の実施等、火気を取り扱う可能性が生じた場合には、火災保険の付保が必要と考えられることから、毎年度、その必要性を検討し、必要な見直しを行う。【対応済】	報告書 153ページ
	【意見　６－９】 **物品貸付について** 機械使用料の算出根拠となっている光熱水費及び消耗品等の原価につ	使用料算出根拠の見直し状況については、部内で回覧し林業研究部として内容の確認、情報の共有を行う。	報告書 154ページ

	いて毎年チェックは行われているが、担当者のみで把握していることから、林業研究部として内容の確認を行うことが望ましい。	【対応済】	
	【意見 ６－10】 **建物や備品等の資産管理について** 土地の異動履歴の都度、その当時の登記簿謄本を入手し編綴されているが、里道付替えや所管替えにより異動が多くなると、どの情報が現状と一致しているかどうかを端的に理解することが困難である。したがって、当該規定の明記はないものの、一定の期間ごとに所管の土地・建物の全部事項証明書を入手し、突合を容易にするだけでなく、現状の登録状況と確認を行うことが望ましい。	登記情報について常に最新の状況を把握できるよう登記簿謄本の編綴を行うと共に、毎年確認を行う。【対応済】	報告書 154ページ
	【意見 ６－11】 **建物や備品等の資産管理について** 建物のうち、旧椎茸乾燥庫、椎茸フレーム棟、種子貯蔵庫、椎茸樽場については、現在実質的に事業供用されていない。これらの取壊し費用は相当の金額を要するため、費用対効果の比較考量となるが、試験場や苗木育成といった戦略的な研究などの事業に使用されることで創出される付加価値が取壊し費用を上回ることが期待されるかどうかなど、土地の有効利用を図ることを継続的に検討することが望ましい。	建物としての利活用については継続的に検討、見直しを行い、その有効活用を図ると共に、新たな研究等に伴う土地需要が生じた場合には土地としての有効活用を図ることとする。【対応済】	報告書 154ページ
	【意見 ６－12】 **建物や備品等の資産管理について** 取得年度が異なる車庫が２施設存在しているが、一方は建物、もう一方は工作物台帳に登載されている。双方でシャッターの有無は異なるものの大きさや構造に大差がないと思われるが、異なる資産区分で計上されているため、現状の取扱いが正しいかどうか再確認する必要がある。	従来、自転車・単車置場の名称で台帳登載されていた工作物については、現状で車庫として使用されており、構造的にも建物に該当することから、建物への種別替えを行った。【対応済】	報告書 154ページ
	【意見 ６－13】 **建物や備品等の資産管理について** 機械等について使用簿の記入漏れが散見された。外部者が使用する場合には使用簿の記入はなされているが、職員が使用する場合は記入漏れが見受けられる。備品の使用頻度を明確にするためにも、漏れなく使用簿を記載することが望まれる。	職員が機械等を使用する場合についても漏れなく使用簿に記入するよう、関係職員への徹底を図った。【対応済】	報告書 154ページ
	【意見 ６－14】 **建物や備品等の資産管理について** 備品及び工作物について定期的な現物確認が実施されていない。今後適切な資産の保全と管理を実施するために、用度管財課と各試験研究機関とが連携して効果的かつ効率的な現物確認のあり方とその方法を検討する必要がある。	年度末の県有財産変動報告に合わせて、備品及び工作物についても現物確認等を行う。【対応済】	報告書 154ページ
その他	【意見 ６－15】 **人員構成のバランスについて**	平成28年度の人事異動により年齢	報告書

	研究員の人員構成については、中長期的な視点に立って、年齢・役職・分野別の偏りを是正する仕組みを検討し、有用な研究を継続的に実施する研究員を適正に配置し、ノウハウの継承も含めて組織としての研究の継続性が損なわれることのないように留意されたい。	構成の適正化を図ったところであるが、次年度以降の人事編成もより一層留意して行う。【対応済】	155ページ
	【意見 ６－16】 **ETCカード、駐車場利用券の管理について** 「ＥＴＣカード出納簿・使用簿」及び「大手町駐車場利用券出納簿・使用簿」を閲覧したところ、保管責任者と利用者が同一人物となっているものが見受けられた。 ＥＴＣカードや駐車場利用券を正当な目的に基づいて利用させるため、保管責任者を置き、保管責任者と使用者の両者の押印を求めることにより、チェック機能を働かせることが当該帳票の趣旨である。このため、保管責任者本人が使用する場合は代理者を設置し、ＥＴＣカードや駐車場利用券の使用状況を確認することで、代理の担当者による牽制機能を働かせることが望まれる。	保管責任者が使用した場合には、代理者がその確認を行うこととした。【対応済】	報告書 155ページ
(7)農林水産研究指導センター水産研究部			
支出事務	【結果 ７－１】 **起案書の決裁日について** 予算追加の起案書の決裁日記入欄に決裁日が記載されておらず、組織として意思決定された日付が不明であった。	指摘を受けた後、決裁日を確認し、起案書に記載した。 全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修や機関誌「Network」等においても周知を行う。【対応済】	報告書 161ページ
財産の管理事務	【結果 ７－２】 **建物火災保険の付保状況について** 水産研究部の研究棟については付保すべき物件に該当するが、付保されていない。	平成28年３月に研究棟ほか火災の危険性の高い施設について県有財産経営室あて加入申込みを行い、平成28年４月から建物共済に加入した。【対応済】	報告書 162ページ
	【結果 ７－３】 **備品シールの貼付について** 県が新たに備品管理システムを導入したことに伴い、備品シールの貼り替えを行う必要があるが行われていない。	平成28年３月末までに、備品シールの貼り替えを行った。【対応済】	報告書 162ページ
研究開発管理事務	【意見 ７－１】 **外部ニーズに基づかない内部で課題化したものの事前プロセスの明示について** 外部ニーズなどに基づく場合は事前要望調書が起票されるが、担当課、センターや研究員など内部の発案で課題化される場合、当該調書は作成されないことから、事前評価調書作成前における課題化のプロセスが可視化されていないため、事前要望調書に準じた取扱いにより、そのプロ	平成29年度課題からは、研究員などの内部からの発案に関しても事前要望調書の対象とした。【対応済】	報告書 163ページ

	セスの明瞭化のため証跡となるよう一定の文書を起票し保管しておくことが望ましい。		
	【意見　７－２】 **研究員による技術移転活動記録について** 広域普及指導員の活動領域とならない水産研究部の技術移転活動について、当該活動記録の定型的なフォームが存在せず、技術移転活動に関する実績が文書として記録されていないため、フォームを定めたうえで当該記録を確実に行ったうえで保管されたい。	研究員が行う技術移転活動については、普及指導員と連携して行っているので、活動実績に連携内容を記載して保管することとした。 【対応済】	報告書 163ページ
	【意見　７－３】 **技術移転に関する活動記録全体の統合管理について** 各振興局の普及指導員の普及活動記録と前述した研究員の技術移転活動記録を共有化・集約化し、研究成果ごとの技術移転状況の全てを集約した情報として疎明できるようにするため、それらの全体を集約して編綴したうえで統合した技術移転活動に関する実績の総括表を作成することが望ましい。	集約化と総括表の作成については、水産業改良普及事業を所管する水産振興課（資源管理班）と調整のうえ総括表を作成することとした。 【対応済】	報告書 164ページ
支出事務	【意見　７－４】 **同じ委託内容の単価契約について** 同じ委託内容の業務について、一本の単価契約とすることでコスト削減の余地があることから、一本化について検討することが望ましい。	同一項目の委託内容については、平成28年度から契約を一本化した。 【対応済】	報告書 164ページ
	【意見　７－５】 **貸し付けている建物の修繕の検査について** 漁業公社へ無償で貸し付けている建物の修繕について、現在は漁業公社側で検査しているが、県の予算で修繕が行われることから、県職員が検査もしくは監督することが望ましい。	漁業公社に貸し付けている種苗生産施設（国東）の修繕等に係る検査若しくは監督については、平成28年度から水産振興課で対応することとした。【対応済】	報告書 164ページ
委託契約事務	【意見　７－６】 **部品の交換期限が経過した蓄電池への対応について** 電気設備で蓄電池について交換期限を経過している部品があった（蓄電池・触媒栓等交換期限　水産研究部本館：2010年12月、種苗生産施設（上浦）：2012年２月）。 蓄電池が使用できなければ、停電時に魚へ必要な海水や酸素を送ることが出来なくなり死滅するといった被害が生じる可能性がある。 予算が厳しい状況は理解できるが、非常事態を想定していないことは問題である。このため、中長期での設備補修更新計画を策定し、優先順位をつけて対応していくことが必要と考える。	種苗生産施設（上浦）については平成28年度に予算措置済みであり、交換する。 水産研究部本館については、平成27年度に策定した施設整備計画を見直し、優先順位をつけて整備（交換）した。【対応済】	報告書 165ページ
	【意見　７－７】 **庁舎警備委託の積算方法について**	平成28年度から、算定方法が判断	報告書

	伺い書に記載の積算金額についてはその算定方法が判断できるように記載することが望ましい。	できるように記載した。【対応済】	165ページ
	【意見　７－８】 **自家用電気工作物保安管理業務の積算方法について** 浅海チームと内水面チームで同じ業務内容であるならば、積算金額の算定方法について同じ方法を用いることが望ましい。	平成28年度から、同一の算定方法を採用した。【対応済】	報告書 165ページ
	【意見　７－９】 **当初の予想積算総額を越える委託の承認について** 放流ナマコにおけるＤＮＡ抽出及びＤＮＡ解析の委託業務について、当初の予想積算総額を越えて解析の委託が行われていたが、予想積算総額を超えることについて再度伺い書等によるグループ長の承認が行われていなかった。 放流ナマコにおけるＤＮＡ抽出及びＤＮＡ解析の委託にかかる１検体あたりの単価契約で検体数が当初の予定よりも増えたことで、当初の予想積算総額を越えて解析の委託がなされていた。元の伺い書に対する決裁は当初の予算に対する承認であり、当初の予算を超えるのであれば、増加理由等を記載した上で、再度伺いを立てることが必要である。 伺い書等によるグループ長の承認を受けた後に、委託の追加を依頼するという適切な手続きを取ることが望ましい。	今後必要な事案が生じた場合は、伺い書によるグループ長決裁後に、追加に伴う諸手続きを行う。 【対応済】	報告書 166ページ
財産の管理事務	【意見　７－10】 **物品貸付について** 水産研究部は所有している船舶を漁業公社へ貸付けているが、物品貸付け決定通知書には維持修繕に係る費用は借受人が負担するとあるものの、当該船舶にかかる修繕費等は水産研究部が支出している。 修繕費等を水産研究部が負担するのであれば、漁業公社との契約上負担関係を明確にし、貸付け資産の使用状況について把握する必要がある。	当該修繕費については、航行の安全性に関わる船体の構造上の問題を改善するための経費であることから、物品貸付け決定通知書のただし書きの規定に基づき借受人に負担させる事は適当でないと認め、所有者である県が支出した。通常の維持修繕に係る費用はこれまで通り借受人である漁業公社が負担し、県は使用簿を作成して資産の使用状況を把握する。【対応済】	報告書 166ページ
	【意見　７－11】 **備品管理について** 備品管理台帳に登載されている備品の使用状況を確認するため、定期的に備品の現物確認を行うことが必要である。また、今後修繕や維持管理を行う予定も使用予定もない備品については、適時に除却等の処分手続を迅速に行うことが望ましい。	平成28年２月１日付けで備品管理要領を作成し、今後、毎年９月末に備品の現物確認を行うこととした。 また、不要となった備品の処分については、処分費用の確保に努める。 【対応済】	報告書 166ページ
	【意見　７－12】 **備品管理について** 備品台帳における異動後供用場所の欄は、管理、浅海、内水面等で分けられている。他の部局においては、	当面は平成28年２月１日付け備品管理要領に従い、水産研究部内の取扱いを統一した。 今後、センター全体の要領等の作	報告書 166ページ

	林業研究部は「農林水産研究指導センター林業研究部」のみとされているほか、畜産研究部は建物や部屋ごとに分けて記入されており、部局によって取扱いが異なっている。備品台帳による的確な管理を実施するため、供用場所の記載方法を確認し、可能な限り統一化されたい。	成時には、それに従うこととする。【対応済】	
	【意見 ７－13】 **備品管理について** 備品供用場所の具体的な名称（研究室の名称等）の記載がなければ実際の所在が担当者変更等によって不明となる可能性がある。今後、備品の現物確認を効率的に行うために、担当者以外の第三者でも備品供用場所が分かるような記載とすることが望ましい。	備品供用場所を具体的な名称で記載した。【対応済】	報告書 166ページ
	【意見 ７－14】 **公有財産管理台帳について** 貯水槽、濾過装置、冷凍庫等工作物については、登載されているべき公有財産が台帳に記載されていないか、建物と一体として記載されている状況にある。 備品等については台帳管理しているのに対し、グループにとってより重要な財産である貯水槽や濾過装置について台帳に基づく管理がなされていないのはバランスを欠くと考える。 したがって、そもそも台帳に記載されていないのであれば記載することが必要であるし、建物と一体として建物明細台帳のほうで記載しているとすれば区分して工作物明細台帳に記載する必要がある。	建設当時の工事関係書類等の精査内容を踏まえ、県有財産経営室と協議・検討を行った結果、現段階で建物と一体として建物台帳に記載しているものについて、大分県県有財産規則に基づき、工作物として以下のものについて台帳整理した。 ・構内電柱（１本） ・濾過装置 ・貯水槽 ・冷凍庫 ・屋外地下燃料タンク 【対応済】	報告書 167ページ
毒物及び劇物等の管理事務	【意見 ７－15】 **毒劇物保管場所の鍵の管理について** 鍵の保管は担当者以外の責任者を置き、責任者を通さないと開錠できない仕組みを作ることが望まれる。	毒劇物保管場所の鍵の管理は、「毒物、劇物の適正な取扱いについて」（平成28年10月11日付け用管第1040号）に従い、毒劇物保管責任者による保管を徹底し、開錠の際は必ず保管責任者を通すこととした。 【対応済】	報告書 167ページ
	【意見 ７－16】 **使用期限の過ぎた毒劇物の廃棄について** 長期間使用されず、使用期限の過ぎた毒劇物等が散見された。今後研究で利用が見込まれない毒劇物は、紛失するリスクが高まると考えられるため、廃棄することが望まれる。	使用期限の過ぎた毒劇物は、廃棄処分した。 今後は、使用状況を確認し、「毒物、劇物の適正な取扱いについて」（平成28年10月11日付け用管第1040号）に従い、適正な処理を徹底する。 【対応済】	報告書 167ページ
	【意見 ７－17】 **利用予定のない毒劇物の廃棄について** 毒劇物使用簿及び毒劇物出納帳を閲覧したところ、数年にわたり利用されていない毒劇物が見受けられた。毒劇物を保有することで、紛失するリスクが高まるため、今後も使用が予定されていない毒劇物については随時廃棄することが望まれる。	使用予定のない毒劇物は、廃棄処分した。 今後は、「毒物、劇物の適正な取扱いについて」（平成28年10月11日付け用管第1040号）に従い、適正な処理を徹底する。【対応済】	報告書 167ページ

その他	【意見 ７－18】 **ETCカード、駐車場利用券の管理について** 「ＥＴＣカード出納簿・使用簿」及び「大手町駐車場利用券出納簿・使用簿」を閲覧したところ、保管責任者と利用者が同一人物となっているものが見受けられた。 保管責任者を置き、保管責任者と使用者の両者の押印を求めることにより、チェック機能を働かせることが、当該帳票の趣旨である。このため、保管責任者本人が使用する場合は代理者を設置し、カードや駐車場利用券の使用状況を確認することで、代理の担当者によるけん制機能を働かせることが望まれる。	保管責任者本人が使用する場合は、指定した副保管責任者若しくは代理者が確認を行うこととした。 【対応済】	報告書 168ページ
	【意見 ７－19】 **図書の貸出等記録管理について** 浅海・内水面グループの本館棟に充実した図書室が配置されているが、一部の図書について貸出の記録の状態のまま放置されている事例が見られた。一度、実際の図書の備置状況を目録（一覧表）と照合確認を行うとともに、貸出記録は確実かつ正確に記載されたい。	図書の備置状況を目録と照合確認を行った。 貸出記録は厳正に記録及び管理をする。【対応済】	報告書 168ページ
	【意見 ７－20】 **土地の有効活用の検討について** 旧研究施設の建物及び土地に関し、電気代及び草刈年２回等の維持費が年間約30万円発生している状況にある。売却を予定しているが、特殊な施設及び老朽化が要因で、売り先が早期に決定しない可能性もある。 このため、売却できない場合は、維持費が今後も引き続き発生することが予想されるため、そのような状況も想定したうえで、有効活用方法を検討することが望まれる。	旧浅海研究所の跡地については売却物件として取り扱うので、関係機関と協議しながら処分を進める。 【対応済】	報告書 168ページ
	【意見 ７－21】 **危機管理関係文書の適時な更新と見直しについて** 危機管理関係文書については、現状に沿わない文言が残されたまま改訂されていないため、実効性と明瞭性の観点から定期的かつ全体的に関連規程の見直しを行うことが望ましい。	該当文書については平成28年１月20日に改正済みであり、今後も定期的な見直しを行う。【対応済】	報告書 168ページ
	【意見 ７－22】 **人員構成のバランスについて** 研究員の人員構成については、中長期的な視点に立って、年齢・役職・分野別の偏りを是正する仕組みを検討し、有用な研究を継続的に実施する研究員を適正に配置し、ノウハウの継承も含めて組織としての研究の継続性が損なわれることのないよ	平成28年度の人事異動により年齢構成の適正化を図ったところであるが、次年度以降の人事編成もより一層留意して行う。【対応済】	報告書 169ページ

	うに留意されたい。		
	【意見　７－23】 **安心院（内水面）の旧所長公舎について** 内水面チーム施設に併存している旧所長公舎（宇佐市安心院町荘字山入375-2）は、行財政改革の方針により平成18年３月31日から普通財産に目的変更された後は空室となっている。公有財産の有効活用のため、当該財産処分の専決権限を確認のうえ、センター・研究部・グループが一体となって当該公舎の処分方法についてできる限り早急に検討する必要がある。	大分県水産研究施設整備基本計画の見直し方針を決定するため、大分県水産研究施設等総合検討委員会を平成28年11月に設置した。 この見直し方針を踏まえ、具体的な旧所長公舎の有効活用について検討する。【対応済】	報告書 169ページ
	【意見　７－24】 **貸付財産の避難や保全について** 水産振興課及び水産研究部が外部に使用を許可している施設等のうち、一部貸付財産の避難や保全が可能なものについては、できる限り貸付先にも県の危機管理関係の関連規定等の準拠を推奨することによって貸付財産が不慮に毀損することのないよう、予防的対策に係る規定等の情報を貸付先と予め共有化しておくことが望ましい。	漁業公社では危機管理関係規程等が整備されていなかったため、水産研究部の関係規程等を参考に作成するよう依頼し、漁業公社において作成した。【対応済】	報告書 169ページ
	【意見　７－25】 **調査船「豊洋」の入替建造の確実な予算要求について** 研究や調査など水産研究において欠くことのできない重要な資産である調査船「豊洋」は、前回平成11年に代船建造されて以降16年以上が経過しているため、代船建造の適時性等を見極めて確実な予算上の手当てが行われるよう措置されたい。	入替建造の重要性は認識しており、代船建造スケジュールの決定、確実な予算上の手当が措置されるよう必要な要求を行う。【対応済】	報告書 170ページ
	【意見　７－26】 **豊洋による調査手法などのノウハウの可視化について** 豊洋を用いて実施される研究のための調査業務については、個人に帰属しがちな個人知を組織知として共有化、継承していけるよう、手法、手順といったノウハウをマニュアルなどで可視化を進めていくことが望ましい。	定型的な調査業務について、平成28年３月30日付けでマニュアルを作成した。【対応済】	報告書 171ページ
	【意見　７－27】 **豊洋の運行計画表と実績表の作成集計について** 各年度の研究や調査のミッションに基づいて、『漁業調査船「豊洋」運航計画』と同実績表が作成されており、年間スケジュールと運行や上架・ドックの状況が確認できるが、月ごとの運行日数、年間の運行日数が記載されていないため、再集計の省力化と明瞭性のため、月間・年間等の運行合計日数を過去の実績対比とともに明示されたい。	平成27年度運行実績表および平成28年度運行計画表については、運行合計日数（前年対比を含む）を追加し改善済み。【対応済】	報告書 171ページ
	【意見　７－28】 **豊洋の運行に伴う行政コスト計算と分析について** 調査船「豊洋」の事業供用による行政コストについては、「豊洋の上架修繕及び経費に係る経費実績表」や年度ごとの燃料実績表で一定の年度コストや共用期間を通じてのライフサイクルコストの集計が行われているが、集計されたコスト情報をより網羅・統合的に集計したうえで、前期比較や運行単位当たり行政コスト計算などより踏み込んだ分析によって、３Ｅ（経済性、効率性、有効性）の視点により豊洋の事業供用効果を高めるための活用が望まれる。	平成27年度包括外部監査の結果報告書(p171～p174)で示された行政コスト計算書試算例を参考に、コスト計算と分析を行い、より効率的な運航に努める。【対応済】	報告書 171ページ
	【意見　７－29】 **資産の有効活用について** 豊洋は現状の水産振興や調査研究の事業運営において必要不可欠な存在であり、初期投資額や維持管理コストが大きいことから、コスト面や種々のリスクを勘案しながら操業の有効性と経済性が認められる範囲内で航行日数が増加し、有効活用が図られることを期待する。	コスト面や種々のリスクを考慮するとともに、既存調査研究の拡充を含めて豊洋の有効活用に努める。 【対応済】	報告書 174ページ

（注）表中の「報告書」とは、平成28年３月31日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第591号により公表された「平成27年度包括外部監査結果報告書」である。

平成27年３月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

（監査テーマ：委託契約に係る財務事務の執行について）

項　目	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
土木建築部 競争入札	【監査意見】 **予定価格の事前公表制度の見直しの検討について** 県では予定価格事前漏えいの不正回避など入札の透明性向上を図るため、工事等の入札において予定価格の事前公表を行っているが、 指名競争入札について、予定価格を事前に公表することにより、通常期待される競争原理や適切な積算努力を阻害する等の弊害も生じうることから、予定価格の事前公表継続の是非を検討する必要がある。 また、事前公表を継続する場合においても、公共事業発注者の責務として、弊害発生の未然防止等の方策を検討すべきである。	予定価格の事前公表制度の弊害発生の未然防止策として、適正な積算を促すため、工事で予定価格４千万円以上の入札で求めている「入札金額内訳書」の提出を平成28年度からすべての競争入札に義務づけ、内容審査を実施した。 提出状況を検証した結果、応札者は適切に積算していることを確認した。 工事で一定の効果が出ていることから委託についても同様に、現行２千万円以上での内訳書の提出を平成28年10月から１千万円以上に拡大し、積算努力を促すこととした。 また、包括外部監査時の対象となった平成25年度における委託の平均落札率は94．0%であったが、平成27年度には91.3%まで低下しており、工事についても同様に低下していることから、競争原理は働いているものと考えている。 以上のことから、事前公表の弊害は確認できず、今後も入札契約の透明性を確保するため、予定価格の事前公表は継続することとした。 【対応済】	報告書 61ページ

会計管理局 委託契約の変更契約	【監査意見】 **大幅な仕様変更の事務手続のあり方の検討について** 建設工事に係る変更契約以外の委託契約における仕様の大幅な変更を検討する場合、変更契約によるか、別契約として起案すべきかどうかを明確に区別するための客観的な基準はないため、当初設計における競争性の担保等の観点から、一定の重要な変更割合となる契約については、原契約と分離することが著しく困難であり、かつ合理性を欠くことが明白である場合を除き、新しい契約によることが相当であるとする等の客観的な基準を設けることが望ましい。	今回の指摘を受けて、変更契約に係る判断の基準の目安を示し、文書や会計事務研修等でその内容を徹底するとともに、庁内イントラネットにも掲示し、職員へ周知徹底を図っている。【対応済】	報告書 66ページ
会計管理局 再委託の状況	【監査意見】 **再委託手続のあり方の検討について** 現状では再委託の協議が必ずしも徹底されておらず、協議により認められる再委託とは何かという質・量・額等の明確な基準が設定されていないことから、契約担当者及び委託先の再委託の可否の判断を、合理的かつ客観的に行うために必要な再委託の実効性を担保する仕組みに係る基準や指針を、事前に明文化するなどの整備を行うことが望ましい。	今回の指摘を受けて、再委託に係る承認基準及び書面による手続を定め、文書や会計事務研修等でその内容を徹底するとともに、庁内イントラネットにも掲示し、職員へ周知徹底を図っている。【対応済】	報告書 68ページ
土木建築部 土木設計等の委託業務に関する成績評定通知制度	【監査意見】 **設計等委託業務成績評定制度の運用のあり方について** 大分県土木設計等委託業務成績評定要領に基づく評定制度が、民間の技術力や競争力を培い、県の求める業務品質の改善をもたらすよう、より経済的意義が大きく、客観性と実効性のある制度運用となるように必要な制度運用面の手当を検討されたい。	委託先選定の指名基準において、実績・技術力を評価することとしており、年度当初に前年度の評点集計結果をとりまとめのうえ、各土木事務所へ通知し、成績評点を設計等委託業務の指名先選定の参考に活用することとした。【対応済】	報告書 78ページ
総務部・会計管理局 国東半島アートプロジェクト2013事業委託契約	【監査意見】 **起案書に関する規定化について** 起案書に関する規定を整備し、運用していくことが望ましい。	(総務部・会計管理局) 委託を行う際の実施伺いについては、平成28年4月1日付けで、大分県会計規則の一部改正を行い、委託料の支出負担行為決議書に添付すべき書類として追加した。 併せて、同日付で事務決裁規程を改正し、委託に関する実施伺いの決裁区分を新設した。【対応済】	報告書 109ページ
	【監査意見】 **支出負担行為決議書の決裁者について** 変更契約をひとつの契約とみなし、変更契約額を基準に支出負担行為決議書の決裁者を決定しているが、変更契約を含めた契約額全体を基準に支出負担行為決議書の決裁者を決定することが望ましい。	平成28年4月1日付けで事務決裁規程を改正し、契約金額の増額を伴うときは変更後の契約額全体に対応した決裁者の決裁、契約金額の減額を伴うときは変更前の決裁者の決裁を受けることとした。【対応済】	報告書 109ページ
土木建築部 道維環単玖委第22－５号・第25－６号道路環境整備委託契約	【監査意見】 **プロポーザル方式から一般競争入札への移行検討について** 契約２期（６年間）続けて１社参加のプロポーザルによる採択が継続しており、競争原理が充足されないことで、プロポーザルの意義が減殺される結果となっているため、一般競争入札への移行を検討することが望ましい。	当該業務は地元密着型の業務であることから、地元業者の参入しやすい仕様書に見直し、指名競争入札による契約方式を採用した。【対応済】	報告書 208ページ

土木建築部 25用地取得事務委託契約 国道212号（日田拡幅）	【監査意見】 **業務効率化について** 用地取得事務委託契約については、一部物件の移転未済により委託期間が延長されており、委託契約に係る用地取得契約をすべて締結した後も実績報告が月次で提出されている。また、県においても当該実績報告書を確認しているが、新たな用地取得契約の実績がないため、当該実績報告書は形式的なものであり、事務手続の非効率を招いている。このため、契約書で用地取得契約完了後の実績報告書の提出は不要の旨を規定しておくことや変更契約を行うことにより、県及び受託者双方の事務手続の効率化が望まれる。	公共用地取得事務委託取扱要領について、平成28年３月31日付け用対第１２３１号でその一部改正を行った。(平成28年４月１日施行) その改正内容の一つに、「『予定していた用地取得契約を全て締結し実績報告をした後は、毎月の実績報告を不要とする』に改める。」との規定があり、平成28年度分より当該事務委託が契約中であっても、用地取得契約が完了した場合はその後の実績報告は不要となった。【対応済】	報告書 214ページ
土木建築部 豊肥本線朝地～緒方間98K500m第一大野川橋梁付近河川災害復旧工事委託契約	【監査意見】 **ＪＲ九州との仕様と契約変更の合意について** ＪＲ九州に対して協定により委託した場合、当初の詳細設計の段階から協議を重ね協定を締結し、変更が生じた場合には事前に協議することが協定書で定められている。当該工事の最終段階において、大分県との事前協議も承諾もなしにＪＲ九州の判断により仕様範囲を変更しており、妥当な変更内容であるとはいえ、結果として県が負担する工事費が増加している状況にあるため好ましくない。よって、当初協定の目的の範囲にない事業内容を追加する場合には、必ず当事者間で施工前に協議を行い、必要と認め合意した作業のみを変更契約増の対象とすべきである。	ＪＲ九州に工事を委託する際、協定を締結するが、工事内容の変更については、事前に協議することを協定に定めているため、工事内容に変更が生じた場合、当事者間で施工前に協議を行い、必要と認め合意した内容のみを変更の対象とすべきであり、協定の遵守を申し入れているところである。 豊肥本線朝地～緒方間98K500m第一大野川橋梁付近河川災害復旧工事については、工事・引渡も完了していることから、次回、ＪＲ九州に工事を委託する際、改めて本主旨について確認した上で、協定を締結することとしている。【対応済】	報告書 218ページ
	【監査意見】 **ＪＲ九州との協議や根拠資料の入手等の事務手順のあり方について** ＪＲ九州との協定（工事に関する委託）については、主に ・事前協議の透明性の確保 ・事後における資料の適切な入手 という点に関して、業務内容の客観性と検証可能性を担保するために必要と認められ、かつ保存すべき根拠資料の入手等の事務手順のあり方を再検討し、委託業務に見合う証跡力や挙証可能性を高めていく努力を継続していく必要がある。	ＪＲ九州に工事を委託する際、協定を締結するが、業務内容の客観性と検証可能性を担保するために必要と認められ、かつ保存すべき根拠として、ＪＲ九州が提出可能な資料について、ＪＲ九州と協議しているところである。 豊肥本線朝地～緒方間98K500m第一大野川橋梁付近河川災害復旧工事については、工事・引渡も完了していることから、次回、ＪＲ九州に工事を委託する際、業務内容の客観性と検証可能性を担保するために必要と認められ、かつ保存すべき根拠として、ＪＲ九州が提出可能な資料について確認した上で、協定を締結することとしている。【対応済】	報告書 219ページ

（注）表中の「報告書」とは、平成27年３月31日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第575号により公表された「平成26年度包括外部監査結果報告書」である。

平成25年３月29日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

（監査テーマ：大分県における資産・負債に係る財務事務の執行及び管理等について）

監査の結果　項目	監査の結果	措置の内容	備考
福祉保健部 大分県立病院運営資金貸付金、三重病院運営資金貸付金	【指摘事項】 病院事業会計の中に「三重病院運営資金貸付金」という名称の三重病院に対する過去の施設整備に係る貸付金が残っている。これはすでに閉鎖された三重病院への債権であり、病院事業として一体管理するために病院局が承継し、そのまま残しているという説明を受けた。しかし、いまだこれに関する返済スケジュールは策定されていない。病院事業の事業計画上も早急に策定される必要がある。	平成28年3月31日に県立病院と債権債務の確認及び５か年での分割返済について確認書を取り交わし、平成28年度から返済することとした。 【対応済】	報告書132～133ページ

（注）表中の「報告書」とは、平成25年３月29日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第544号により公表された「平成24年度包括外部監査結果報告書」である。

平成24年３月30日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

（監査テーマ：大分県における補助金等について）

監査対象補助金名	監査の結果	措置の内容	備考
教育庁 大分県文化関係団体補助金	【監査意見】 **事務局の独立性について** 県の説明としては事務局を移すことも検討しているが、任せるほどの主体がなかなか現れていないことと、事務局職員の人件費が賄えるほどには収入がなく、また会費受入れの便宜上受け皿が必要だったこともあって現在の体制となっているとのことである。 資料を閲覧し、担当者にヒアリングしたところ、権利能力なき社団の要件は満たしているが、県からの実質的独立性という点では連盟の事務局ポストが局長、次長ともに県職員であり、事務作業についても県職員が行っていることから問題がないとはいえない。 九州の他県の状況は鹿児島県及び沖縄県が、大分県と同じく県庁内に事務局を置いているが、事務作業は両県ともに団体職員が担っているということであり、福岡県、佐賀県、長崎県については民間の各団体が独自に活動しているとのことである。 各県によって活動状況等は異なるが、大分県の場合も将来的には事務局を県より独立させるように努力すべきである。	平成25年度には、関係者とプロジェクトチームを立ち上げて、団体事務局の移管に向けた協議を進めてきた。 その結果、従来事務局が担っていた高校生交流研修会の運営、募金活動やユネスコ新聞製作、九州ブロック研修会の運営をユネスコ会員に任せることとし、県の関与を薄めてきた。 今後も、国際協力団体等で事務局を任せうる主体と協議を続けるなど、最終的に県から事務局が独立させるよう努める。【対応済】	報告書144ページ

（注）表中の「報告書」とは、平成24年３月30日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第527号により公表された「平成23年度包括外部監査結果報告書」である。